

常磐総合政策研究

第9号

2022年3月

研究論文

「ビジネス法」に関する大学教育と資格制度を中心とした考察 森本 敦司 1

研究ノート

高齢者の運転免許返納と移動支援ニーズ
ー基礎データの整理ー 文堂 弘之 19

文の意味と発話の意味 梅香 公 35

常磐大学総合政策学部

論 文

「ビジネス法」に関する大学教育と資格制度を中心とした考察

森 本 敦 司*

Consideration on University Education and Qualification System Regarding Business Law

はじめに

「ビジネス法」という名前の法律は存在しない。それは、「行政法」や「労働法」がそうであるように、ある分野の法律を総称してそう呼ぶものであり、ビジネスに関する法を総称する言葉である。この「ビジネス法」という言葉に正面から取り組み、その体系化を試みた「ビジネス法体系研究会」が2017年より刊行した都合7冊にも及ぶ大著に「ビジネス法体系」があるが(注1)、その総論編に当たる『ビジネス法概論』によれば、「ビジネス法」は、見る人の立場を離れて法そのものの客観的性質を現した概念ではなく、法の対象者・利用者としての企業と法との関係から見た概念であり、実際の使われ方としては、企業に関係のある法を「ビジネス法」ととらえている」とその意義を考える(注2)。

企業に関係のある法として真っ先に思いつくのは商法であろうが(この場合の商法とは形式的な意味における単なる商法典を指すのではなく、会社法などの法律も含んだ実質的な意味での商法と考える(注3))、これを「ビジネス法」の一部と捉えることには異論はないであろう。しかしながら、たとえば労働法については、経営者側から見るか、労働者側から見るかで「ビジネス法」の一部としてとらえるかどうか明らかに違いが生じる。労働法を、経営者が従業員の雇用管理の側面に注目して効率的な企業活動を進めていく法制度として捉えれば「ビジネス法」の範疇に含めることができようが、労働者が自らの労働条件の向上に向けて取り組む施策である点に焦点を当てて考えれば「ビジネス法」とは言い難いものとなる(注4)。

もっとも企業に関係のある法の総称は「ビジネス法」にかぎるものではなく、「企業法」や「経営法」と呼ばれる法分野も、ビジネスという言葉が企業や経営に置き換えられた近似の名称であると言ってよい。民法の一領域に家族法があるが、身分法や親族・相続法と

* 常磐大学総合政策学部 法律行政学科 教授

も呼ばれるのと同様と考えてよかろう。あわせて、「ビジネス法」の法という呼称の部分も「ビジネスロー」「ビジネス法務」「ビジネスと法」などと呼ばれるものも存在するが、厳格に解釈すれば、ビジネス法務となると狭義においてはビジネス法に関する法律事務を意味することになり、たんに呼び名が異なる程度と捉えた方が無難であろう（注5）。

「ビジネス法」という言葉の本質を考えるにあたって、企業法や経営法との違い、ビジネスローやビジネス法務との相違を学際的に議論して厳格にその守備範囲を区別することは果たして意味のあることであろうか。この点について、前掲書『ビジネス法概論』は、「「ビジネス法」固有の原理や原則といったものはないことから、講学上「ビジネス法」の定義があるわけではなく、「ビジネス法」の定義を議論する意味はないとする見解もある」ことを指摘する（注6）。

これはもっともな指摘であり、「ビジネス法」の分野に該当する個別の領域でより専門性を高めるということを考えれば、商法、会社法、経済法、民法（財産法）などそれぞれの専門領域で議論を深める方が効率的かつ有益でもある。むしろ、「ビジネス法」の概念を、一連のビジネス法にかかわる企業活動として、ビジネス全体を総括的に捉えてその一連の法活動の中で生じる実務的、実践的な問題を取り扱う法分野と考える方が好都合であり、この点について前掲書『ビジネス法概論』は、ビジネス法を見る視点として、①分野分けをする（縦割りの視点）、②特定の企業活動やビジネスニーズに沿って法を見る（横串の視点）、③特定の業種に必要な法を整理する、④日常的に必要な知識と特定の場面で必要となる知識とを区別する、という4つの視点を提示している（注7）。

以上のような「ビジネス法」に関する一連の考え方を踏まえて、あらためて「ビジネス法」という言葉を考えてみると、「ビジネス法」という言葉がそこでどのように使われていて、どの範囲の法分野を対象としながら、どのような企業活動を取り上げようとしているのか、それぞれの状況での取りあげ方を個別に確認しておくことが必要となろう。具体的な使われ方を知ることで、現場が意識するその言葉の捉え方が分かるからである。

そこで本稿では、とりいそぎ「ビジネス法」「企業法」「経営法」を主専攻とする大学における学部・学科構成やそのカリキュラム、あるいは当該分野で実施される資格の認定について焦点を当てて、この二つの領域から「ビジネス法」の概念を帰納的に考えてみる。当然ではあるが、「ビジネス法」を学問的に考察するには、現場の活動はもとより、学会活動、研究書やテキストなどの書籍についても幅広く見ていく必要はあるが、今回は当該二分野に絞って考察を試みる（注8）。

【はじめに 注釈】

(注1) 第一法規のHPからビジネス法体系の書物を発行の年月日から時系列に並べると以下の通りである。(いずれもビジネス法体系研究会編集)

- ・『企業組織法』2018-05-30
- ・『労働法』2018-05-30
- ・『ビジネス法概論』2018-06-07
- ・『企業取引法』2019-09-25
- ・『知的財産法』2019-10-24
- ・『国際ビジネス法』2020-01-27
- ・『競争法／独禁法』2021-04-30

なお、<https://www.daiichihoki.co.jp/> (2021年10月30日閲覧)

(注2) ビジネス法体系研究会編集『ビジネス法体系 ビジネス法概論』(2018年)24ページ参照。

(注3) 伊藤真『伊藤真の会社法入門 講義再現版』(日本評論社 2019年)1～2ページ参照。「商法には、形式的意義の商法と実質的意義の商法と2つの意義があります。…実質的意義の商法は、一般に、企業に関する法といわれています(企業法説)。…商法には、会社法、有価証券法、商法総則・商行為法の3つの主要な分野があります。…」

(注4) 注2前掲書24ページ参照。

(注5) 「ビジネスロー」の名称で代表的なものは、LexisNexis社発行の月刊誌『Business Law Journal』があったが、2021年2月号をもって休刊となっている。「ビジネス法務」では、中央経済社発刊の文字通り『ビジネス法務』が月刊誌として発行される。

「ビジネスと法」について、筆者はかつて同名のテキスト『ビジネスと法—やさしい法学入門—』(東京法令出版 1996年)を編者として出版したことがある。法学をベースとした短大教員(当時)3名で執筆した書であったが、その主要な目次は次の通りである。

序 ビジネス法とは何か 日本国憲法とビジネス法体系

I 法学概論 1法とは何か／2憲法の基本知識／3権利の主体—権利と法人格

II 財産・契約と法 4財産と法—権利の客体／5契約法の基本／6契約の履行・不履行／7契約の実務／8不法行為

III 会社と法 9会社の意義と種類／10会社の機関／11会社の設立・合併・消滅／12会社の資金調達／13手形・小切手／14会社と法的責任

IV 労働と法 15 労働法とは何か／16 労働基準法／17 平等雇用に関する労働法／
18 就労形態に関する労働法／19 労働組合法と労働関係調整法／20 社会保障法

(注6) 注2前掲書 23 ページ参照。

(注7) 注2前掲書 31～34 ページ参照。

(注8) 学会という枠組みで見た場合、関連する学問領域には、「日本私法学会」、「日本経済法学会」、「日本労働法学会」、「企業法学会」などが存在する。「日本ビジネス法学会」という名称の学会はかつて存在したが、現在は消滅、その主な会員、趣旨は「日本経営実務法学会」に引き継がれている。ちなみに筆者はビジネス法学会学会誌『ビジネス法研究』2・3 合併号(1997年3月)に論文「法律補助職の研究」を寄稿している。同学会誌 115～127 ページ参照。

1 「ビジネス法」と大学教育

それでは「ビジネス法」(上述の通りに解釈し「企業法」や「経営法」も同義と考え検索する)という言葉が学部、学科名に標榜して高等教育を行っている大学にはどのような大学があるのか。【図表1】には、「「ビジネス法」教育を標榜する主な大学一覧(2021年11月現在)」を挙げた。

【図表1】「ビジネス法」教育を標榜する主な大学一覧(2021年11月現在)

※ コース、プログラム等は除外した。いずれのHPも2021年11月1日閲覧

大学院

- ・ 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻
<https://www.law.hit-u.ac.jp/bl/>
- ・ 筑波大学大学院人文社会ビジネス科学学術院ビジネス科学研究群法学学位プログラム
<https://www.blaw.gsbtsukuba.ac.jp/>
- ・ 青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻
https://www.aoyama.ac.jp/faculty/graduate_law/judicial/
- ・ 武蔵野大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻
https://www.musashino-u.ac.jp/academics/graduate_school/course/law/

大学

- ・ 小樽商科大学企業法学科

<https://www.otaru-uc.ac.jp/education/law/>

- ・ 富山大学経済学部経営法学科

<https://www.u-toyama.ac.jp/academics/faculty/economics/>

- ・ 流通経済大学法学部経営法学科

https://www.rku.ac.jp/faculty/law/enterprise_dep/

- ・ 国土館大学法学部現代ビジネス法学科

<https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/department/business/>

- ・ 大阪経済大学 経営学部 第一部ビジネス法学科

<https://www.osaka-ue.ac.jp/education/faculty/business/>

- ・ 立教大学法学部国際ビジネス法学科

https://www.rikkyo.ac.jp/undergraduate/lp/department_02.html

- ・ 志学館大学法学部法ビジネス学科

<http://www.shigakukan.ac.jp/faculty/law/business/>

- ・ 名古屋経済大学法学部ビジネス法学科

<https://www.nagoya-ku.ac.jp/department/law/>

- ・ 東洋大学法学部企業法学科

<https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/law/dbsl/>

- ・ 福岡大学法学部経営法学科

https://www.fukuoka-u.ac.jp/education/undergraduate/law/business_law/

- ・ 松蔭大学経営文化学部経営法学科

http://www.shoin-u.ac.jp/univ/gakubu/keiei_hogaku/

- ・ 青森中央学院大学経営法学部経営法学科

https://www.aomoricgu.ac.jp/guide/faculty/ml_educational_goal/

- ・ 富士大学経済学部経営法学科

<http://www.fuji-u.ac.jp/course/keiei>

短期大学

- ・ 西日本短期大学ビジネス法学科

<https://www.nishitan.ac.jp/gakka/hougaku/>

インターネットで検索したが（注1）、検索に漏れのあった際はご容赦願いたい。ここ

では原則として大学名、学部名、学科名に関連名称が使用されているものを取り上げるが、専攻やコース、プログラムとして設置されているもの、ビジネス法という趣旨を考えて「経済法学科」とする大学も取り上げなかった。ここに掲載された全ての大学の取り組みを紹介するのは困難なので、以下にいくつかの大学の特色を概説してみる。

流通経済大学法学部経営法学科では、学科の3つの特色として、「裁判傍聴や、企業法務の最前線で働く人を外部講師に招いた講義・ゼミを展開」、「物流や国際ビジネスに関する法科目を開設。国内・国際、陸運・海運・空運と、社会を支える物流に関する法律を広く、深く学べる」、「法学検定」合格を目指す「法学の基礎」や、宅地建物取引士や行政書士などの資格取得を目指す「法律専門職特殊講義」を開講」を掲げ、現場や実務に近い経営法学科を目指している（注2）。

国士館大学法学部現代ビジネス法学科では、「企業の活動、ビジネスに関する法を学び、企業の法務部や特許部門などの一員として活躍できる、リーガルマインドを備えた社会人、また、ビジネスに関わる犯罪に強い警察官としての育成を目指している。」カリキュラムの特長としては、「現代におけるビジネス実務を実務家教員から学ぶとともに（会社法、金融商品取引法など）、ビジネスを規律している法を学ぶことができる（民法、商法など）。ビジネス犯罪に関連した法（経済刑法、ネットワーク社会と犯罪など）を学ぶことができる。知的財産に関連する法（特許法、著作権法、商標法など）を学ぶことができる。国際取引に関連した法（国際取引法、国際民事手続法など）を学ぶことができる。」などを掲げて、各種資格の取得も推奨している（注3）。

東洋大学法学部企業法学科では、「企業社会で必要となるリーガル・マインドを養うとともに、企業人としての活動およびビジネスを起業する際に必須の法知識や企業経営の実践の場で必要となるマネジメント能力を身につけた人材の養成」を学科の教育目標としている。学科の特色としては、企業人として活躍する学生を対象にカリキュラムを編成し、「法学関連の科目はもちろん、「簿記」「税務会計」「会計学」など企業活動を理解するのに役立つ経営学関連科目を多数配置」しているという（注4）。

名古屋経済大学法学部ビジネス法学科では、「日常生活から国際問題まで関わる法律を基礎から段階的に学んで、社会に貢献できる人材へと育てます。」というスローガンを掲げている。学びの3つのポイントとして、「1. 法的な視点から物事の問題点に気づき解明する力を養う」「2. 基礎学力、法学基礎力、社会人基礎力、3つの基礎力を鍛える」「3. 多様な資格取得をサポートする講座を開講」をあげ、経済大学にある法学部という特色を

生かした特色を示している（注5）。

日本大学法学部経営法学科は、「法律の知識をベースに、企業経営に関連する多くの科目から実際のビジネスの場で活用できる幅広い能力を身につけるカリキュラムを用意しており、「グローバル化する企業活動の法務部門を担う外国語の能力を備えた人材、知的財産の専門知識を備えた人材、法知識を実際の経営及び金融に活かせる人材、すなわち、グローバル化時代において企業の中核を担う法とビジネスに秀でた「グローバル人材」を育成」をその教育目標とする。また、「経営法学科には法律と経営の知識の両方を体系的に教育するため、ビジネス法コース、国際法務コース、知的財産コースの3つのコース」が設置される（注6）。

全ての取り組みを紹介できたわけではないが、いずれの学部。学科も法学をベースとしながら、それぞれが置かれている大学全体の教育環境も活用した学際的なカリキュラムを構築している。

【1 「ビジネス法」と大学教育 注釈】

（注1）該当学部、学科を検索するに当たって、廣告社株式会社「逆引き大学辞典」が非常に役に立った。

<https://www.gyakubiki.net/index.html>（2021年11月1日閲覧）

（注2）流通経済大学法学部経営法学科

https://www.rku.ac.jp/faculty/law/enterprise_dep/（2021年11月1日閲覧）

（注3）国土館大学法学部現代ビジネス法学科

<https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/department/business/merit.html>（2021年11月1日閲覧）

（注4）東洋大学法学部企業法学科

<https://www.toyo.ac.jp/academics/faculty/law/dbsl/>（2021年11月1日閲覧）

（注5）名古屋経済大学法学部ビジネス法学科

<https://www.nagoya-ku.ac.jp/department/law/>（2021年11月1日閲覧）

（注6）日本大学法学部経営法学科

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/course/business.html>

2 「ビジネス法」と資格制度

続いて、資格制度に目を転じた場合、「ビジネス法」との関連において、どのようなことが言えるのであろうか。資格とは言っても、それが当該業務を行うに際して必ず持っていないと当該業務に就くことの出来ない必置の資格を指すものであるのか、その資格による規制がたんなる名称の独占にとどまるものなのか。あるいは、業務や名称の独占に関係なく、たんに自身の当該分野に関する知識・技能がどの程度の水準にまで達しているのかを測るに過ぎない検定試験に相当するものなのか、それによってアプローチの仕方も異なってくる（注1）。

そこで、本章では、まず国家試験から、従前取り上げられたビジネス法にあるものと思われる諸科目がその出題範囲となっているかどうか、なっているとすれば具体的にどのような科目であるのかなど、各資格試験の要項などを参照しながら簡潔に説明をする。

法律関係の各種国家資格試験において出題される「ビジネス法」の範囲についてみると、わが国において法律系の最難関資格とされる「司法試験」には短答式試験で民法が、論文式試験で、民法、商法・会社法、選択科目で経済法、知的財産権法、倒産法からの出題がある（注2）。司法試験に合格し司法修習を終えたのち、ビジネス法を専門分野として活躍する弁護士が都心部の大規模法律事務所を中心として多数存在しているのだから、これらの科目が課せられるのは当然のことといえる（注3）。

司法書士試験でも（注4）、民法、商法（会社法その他の商法分野に関する法令を含む。）、などが筆記試験の出題範囲であり（注5）、行政書士試験でも（注6）、民法はもとより商法・会社法も出題される（注7）。

公認会計士試験（注8）は短答式と論文式に分かれ、短答式の試験科目には管理会計論、監査論、財務会計論と並んで、企業法が、また、論文式の試験科目にも、企業法が配置され、さらに選択科目の一つに民法も配置されている。企業法の出題範囲としては、「会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、その他監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法」と受験案内には記載がある（注9）。

中小企業診断士試験では（注10）、その第1次試験において、経済学・経済政策、財務・会計、企業経営理論、運営管理（オペレーション・マネジメント）、経営情報システム、中小企業経営・中小企業政策と並んで、経営法務の分野から出題がある。当該科目の出題内容としては受験案内に、「(1)事業開始、会社設立及び倒産等に関する知識、(2)知的財産

権に関する知識、(3)取引関係に関する法務知識、(4)企業活動に関する法律知識、(5)資本市場へのアクセスと手続、(6)その他経営法務に関する事項」、に分類され、具体的な法律名としては商法・会社法、民法、金融商品取引法、独占禁止法、不正競争防止法、製造物責任法、消費者保護法、トレードシークレットなどがあげられる(注11)。

以上が主だった国家資格に科目として出題される「ビジネス法」関連科目を列挙したものである。前述のようにいわゆる「資格」でひとくくりにされるものは国家資格、公的資格、民間資格に大別されるが、業務独占や名称独占など、特に資格による規制は伴わず、あくまで自身が当該分野において持つ知識や技能がどの程度の水準にあるのかを測る「技能検定試験」「技能認定試験」と呼ばれるものもまた、資格制度の一分野に位置づけられる(注12)。国内で実施されるさまざまな資格・検定試験を網羅したHP「日本の資格・検定」には「資格・検定」のコーナーがあり、そのなかの「法律・法務」のジャンルには前述の司法試験、司法書士試験、行政書士試験をはじめとして、25の資格・検定が列挙される(注13)。検定試験に絞ってしてみると知的財産、個人情報、相続分野などに特化した検定試験もあるが、本稿の主要テーマである「ビジネス法」にかかわる資格試験と考えた場合、公益財団法人日弁連法務財団主催の「法学検定試験」と、東京商工会議所主催の「ビジネス実務法務検定試験」をその代表的なものとして挙げることができよう。

公益財団法人日弁連法務財団主催の「法学検定試験」は、「公益財団法人日弁連法務研究財団と公益社団法人商事法務研究会が共同で組織した法学検定試験委員会が実施している、法学全般に関するわが国唯一の検定試験」であり、「ベーシック<基礎>コース・スタンダード<中級>コース・アドバンスド<上級>コースの3つのコースを実施している(注14)。ベーシック<基本>コースは、「法学入門」「憲法」「民法」「刑法」といった基本法についての基礎的知識・能力を測る試験であるが、スタンダード<中級>コースには上記の必須科目に加えて、「商法」が選択科目の中に入り、さらにアドバンスド<上級>コースでは、「労働法」「破産法」「経済法」「知的財産法」などの発展科目も選択科目の中に含まれる(注15)。

本稿の研究対象である「ビジネス法」と、名称の上でも密接に関連する資格(検定試験)である、東京商工会議所主催「ビジネス実務法務検定試験」は、「自分を守る、仕事の法律入門 それがビジネス実務法務検定試験です!」をキャッチフレーズとして、「法務部門に限らず営業、販売、総務、人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得でき」、「契約内容に不備や不利益がないか発見し、正しい判断ができれば、トラブルを未然

に防ぐことができ」、「身につけた正しい法律知識は、業務上のリスクを回避し、会社へのダメージを未然に防ぐことができる」となり、延いてはそれらの事項が、「同時に、自分の身を守ることにちな」ることを謳っている（注 16）。同検定試験は 1 級から 3 級までの 3 段階からなり、3 級を「ビジネスパーソンとして最低限知っているべき法律実務基礎知識」、2 級を「知識レベルのアップパーレベル」、そして 1 級を「実務的対応能力としてのアップパーレベル」と、それぞれ想定している（注 17）。

3 級公式テキスト（2021 年度版）による目次は次の通りであり（注 18）、基本的にこの内容に基づいて試験問題も出題される。

▽第 1 章 ビジネス実務法務の法体系（ビジネスを取り巻くリスクと法律のかかわり／企業活動の根底にある法理念／法律の基礎知識）

▽第 2 章 企業取引の法務（契約とは／契約の成立／契約成立後の法律関係／売買以外の契約形態／ビジネス文書の保存・管理／契約によらない債権・債務の発生～不法行為等）

▽第 3 章 債権の管理と回収（通常の債権の管理／取引の決済（手形・小切手等）／債権の担保／緊急時の債権の回収）

▽第 4 章 企業財産の管理と法律（企業の財産取得にかかわる法律／企業財産の管理と法律／知的財産権）

▽第 5 章 企業活動に関する法規制（取引に関する各種の規制／ビジネスと犯罪）

▽第 6 章 企業と会社のしくみ（法人と企業／会社のしくみ）

▽第 7 章 企業と従業員の関係（従業員の雇用と労働関係／職場内の男女雇用にかかわる問題／派遣労働における労働形態）

▽第 8 章 ビジネスに関連する家族法（取引と家族関係／相続）

目次を一読してお分りの通り、ビジネス実務法務検定試験の構成は、法学入門、民法、商法・会社法、労働法などの個別の法律ごとに構成されるものではなく、民法（財産法）と商法・会社法が混在するかたちとなる。あくまで実務ベースで章立てをしている関係で、現役の大学生が受験するには、まずは目次の体系を理解した上でないと実際の法律に当てはめて考えるのが困難であり、最初はとっつきにくい印象を持つだろうか。ちなみに 2 級では、「（3 級）第 1 章 ビジネス実務法務の法体系」がなくなり、それぞれの章が繰り上がった上で、「（2 級）第 6 章 企業と従業員の関係」（労働組合と使用者との関係／労

働者災害補償保険法（労災保険法）」が入り、「（3級）第8章 ビジネスに関連する家族法」に代わって、「（2級）第7章 紛争の解決方法」（紛争の予防方法／民事訴訟手続／その他の紛争の解決方法）、「第8章 国際法務（涉外法務）」（国際取引に関する法的諸問題と対応のポイント／国際取引に関する個別の法的諸問題）が追加される（注18）。

【2 「ビジネス法」と資格制度 注釈】

（注1）国家資格、検定試験等の分類については、森本敦司「ビジネス系資格試験と大学教育に関する一考察」（常磐大学総合政策学部『常磐総合政策研究』3号（2019年3月）65～70ページ参照。

（注2）「司法試験」については、法務省HP「司法試験」のコーナーを参照。

<https://www.moj.go.jp/barexam.html>（2021年10月31日閲覧）

また、当該試験の受験科目については、「令和3年司法試験受験案内」第8 参考事項（11ページ）参照。

<https://www.moj.go.jp/content/001338661.pdf>（2021年10月31日閲覧）

（注3）司法制度改革により弁護士人口が増加し、企業内に所属する弁護士数、あるいは法律事務所が大規模化し企業法務へ取り組む様子が、次の「日本経済新聞」に掲載される。

・日本経済新聞「社内弁護士、10年で5倍 経営層に加わる例も」2021年9月4日電子版

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC318K00R30C21A8000000/>（2021年10月31日閲覧）

・日本経済新聞「法律事務所、個性派続々 IT活用や働き方改革」2020年5月24日電子版

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO59441610S0A520C2000000/>（2021年10月31日閲覧）

（注4）「司法書士試験」については、法務省のHP

https://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index3.html（2021年10月31日閲覧）

（注5）法務省「令和3年度司法書士試験受験案内書」4ページ参照。

<https://www.moj.go.jp/content/001344237.pdf>（2021年10月31日閲覧）

（注6）「行政書士試験」については、一般財団法人行政書士試験研究センターのHP

<https://gyosei-shiken.or.jp/>（2021年10月31日閲覧）

(注7) 行政書士試験：試験の概要「試験科目と内容等」参照

<https://gyosei-shiken.or.jp/doc/abstract/abstract.html> (2021年10月31日閲覧)

(注8) 「公認会計士試験」については、

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/index.html>(2021年10月31日閲覧)

(注9) 「令和4年公認会計士試験受験案内」14ページ <参考>出題範囲及び法令等の適用日「試験科目の分野及び範囲」参照。

<https://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/r4shiken/seikyu01/r4-1jukenannai.pdf>
(2021年10月31日閲覧)

(注10) 「中小企業診断士試験」については、

https://www.j-smeca.jp/contents/007_shiken.html (2021年10月31日閲覧)

(注11) 「令和3年度中小企業診断士第1次試験案内・申込書」14. 試験科目設置の目的と内容(17～18ページ)参照。

https://www.j-smeca.jp/attach/test/r03/r03_1ji_annai.pdf (2021年10月31日閲覧)

(注12) 資格の定義について、注1前掲書65～68ページ参照。

(注13) 「日本の資格・検定」HP「資格・検定／法律・法務の資格・検定一覧」

<https://jpsk.jp/examinations/genre/office2.html?p=1> (2021年10月31日閲覧)

(注14) 「法学検定試験」については、「法学検定試験2021年受験要項」2ページ参照。

<https://www.jlf.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/2021pamphlet.pdf> (2021年10月31日閲覧)

(注15) 注14前掲3ページ参照。

(注16) 東京商工会議所検定試験情報「ビジネス実務法務検定試験」検定の魅力

<https://www.kentei.org/houmu/miryoku.html> (2021年10月31日閲覧)

あわせてこちらのパンフレットも参照のこと。

<https://www.kentei.org/houmu/pdf/houmu-gaiyou.pdf> (2021年10月31日閲覧)

(注17) 東京商工会議所検定試験情報「ビジネス実務法務検定試験」検定詳細情報／試験要項／各級の基準

<https://www.kentei.org/houmu/testinfo.html> (2021年10月31日閲覧)

(注18) 東京商工会議所検定試験情報「ビジネス実務法務検定試験」検定詳細情報／試験要項／出題範囲・合格基準

<https://www.kentei.org/houmu/testinfo.html> (2021年10月31日閲覧)

むすび

以上、「ビジネス法」という言葉に着目し、特に大学教育と資格制度の二面において活用される具体的な制度や仕組み、その趣旨などを解説してきた。

大学教育については、「ビジネス法」、「経営法」、「企業法」という学科名を使えば、法学部だけではなく、ビジネス活動を主たる目標に置く経済大学や経営学部配置されている学部・学科があることが、その特色として挙げられよう。社会科学系の主な学部・学科は法学、経済学、経営学、商学、社会学などの分野に限定されるのが常であるが、その垣根を超えたかたちでビジネスと法をつなぐ役割も担っているところが大変興味深い。

また、これらの大学の一つ共通して言えるのは、あわせて資格取得に向けても何らかのかたちでサポートしている仕組みを持つところが多いということであろうか。

国土館大学法学部では、資格取得支援として、法科大学院志望、国家・地方公務員、警察官、消防官だけではなく、さまざまな法律系の国家資格、国内外の企業の法務関連部署への配属、法学検定、知財技能検定、ファイナンシャルプランナー、ビジネス実務法務検定、ビジネス著作権検定、年金アドバイザー等のキャリア・資格取得支援体制を整えることを謳っている（注1）。

また日本大学法学部には、同大学法学部学友会を通じて対象資格等の試験に合格した学生に賞状・褒賞（図書カード）を渡す制度が設けられている（注2）。

常磐大学総合政策学部においても「資格試験支援室」を通じて、学生の資格取得をサポートしており、各種資格に関するさまざまな情報を提供するとともに、担当教員や学生アシスタントによる相談の機会も設けている。また、本学の一部学科においては当該資格を取得することによる科目の読み替え措置もあり、総合政策学部長名による資格取得の表彰制度もある。

資格試験はどのようなかたちで大学のカリキュラムに組み込めばよいのか。単位化するかどうか、課外講座に任せることも含めて様々な施策が検討されようが、ちなみに筆者は、2019年度以降は自身の所属する法律行政学科のゼミナールにおいて、あるいは他学科の専門科目において、ビジネス実務法務検定試験3級の受験を念頭に置いたシラバスの構成、授業計画を策定しているが、『公式テキスト』と『公式問題集』（中央経済社）をテキストとして指定した「ビジネス実務法務検定試験」（3級）取得を念頭に置いた科目のシラバス案は【図表2】のとおりである。

【図表2】「ビジネス実務法務検定試験（3級）」を活用したシラバス案

授業の概要：

この授業は、ビジネス法に関する基本を身に付けることを目標として、東京商工会議所が主催する「ビジネス実務法務検定試験」（3級）で使用するテキストの内容をベースとして、ビジネス活動にかかわるさまざまな法（民法、商法・会社法、労働法、経済法、消費者法に関する知識など）の基本を学修する。テキストの内容を一読した上で演習問題に取り組み、確実に知識を自身のものとする。

法律の学修はたんに条文を暗記することではなく、ビジネスの状況に応じて必要となる法律知識を適切に選択し、実際に当てはめていくことである。この授業を通じて、実践的なビジネス法の基本を身に付けて、社会人としてベースを養ってもらいたいと思う。

授業計画：

- 第1回 ガイダンス、東京商工会議所主催ビジネス実務法務検定試験3級について
- 第2回 ビジネス実務法務の法体系（ビジネスを取り巻くリスクと法律のかかわり、企業活動の根底にある法理念、法律の基礎知識）
- 第3回 企業取引の法務1（契約とは、契約の成立、契約成立後の法律関係）
- 第4回 企業取引の法務2（売買以外の契約形態、ビジネス文書の保存管理）
- 第5回 企業取引の法務3（契約によらない債権債務の発生）
- 第6回 債権の管理と回収1（通常の債権の管理、取引の決済）
- 第7回 債権の管理と回収2（債権の担保、緊急時の債権の回収）
- 第8回 企業財産の管理と法律1（企業の財産取得にかかわる法律企業財産の管理と法律）
- 第9回 企業財産の管理と法律2（知的財産権）
- 第10回 企業活動に関する法規制（取引に関する各種の規制、ビジネスと犯罪）
- 第11回 企業と会社のしくみ1（法人と企業）
- 第12回 企業と会社のしくみ2（会社のしくみ）
- 第13回 企業と従業員の関係（従業員の雇用と労働関係、職場内の男女雇用にかかわる問題、派遣労働における労働形態）
- 第14回 ビジネスに関連する家族法（取引と家族関係、相続）
- 第15回 総合問題演習

教科書：

・『ビジネス実務法務検定試験 公式テキスト 3級』、東京商工会議所編、中央経済社、2021年（最新版）

参考書：

・『ビジネス実務法務検定試験 公式問題集 3級』、東京商工会議所編、中央経済社、2021年（最新版）

また、実際の授業では、教科書の該当箇所を一読して体系的に理解をしたうえで、問題集の中にある演習問題や過去問題を自身で解いてみることによってより実践的な知識を身に付ける。【図表3】には「ビジネス実務法務検定試験」（3級）合格を目標とした授業の1回分の講義資料（第2回「第2章 企業取引の法務（1）」）を掲載するが、【1. まずは次のポイントに注意しながらテキストの該当箇所を読んでみよう】からはじまり、【2. 次に「過去問題」を解いてみよう】、【3. 最後に「今日の課題」にチャレンジしてみよう】の3部構成を取ることで授業を進行している。

【図表3】「ビジネス実務法務検定試験」（3級）合格を目標とした授業の1回分の講義資料（例：第2回「第2章 企業取引の法務（1）」）

【1. まずは次のポイントに注意しながらテキストの該当箇所を読んでみよう。】

第2章 企業取引の法務（1）（テキスト40ページから73ページ）

第1節 契約とは

第2節 契約の成立

I 売買契約の成立

▽ 取引は契約より成り立ち、一番よく使う契約が売買契約ですね。モノを売る・買う取引の基本を理解しましょう。

II 権利・義務の主体

▽ 契約を締結する当事者が一人で契約を結ぶことができるかどうか、未成年者だと制限を受けますね。

III 意思表示

▽ 売買契約は「売りたい」と「買いたい」の意思表示の合致により成立します。

IV 代理

▽ 契約の当事者って別に当人でなくてもいいんです。メジャーリーグの敏腕代理人の

ように、むしろ専門家に対応してもらったほうがいい条件で契約できます。

⇒ 「意思表示」や「代理」はけっこうやっかいな箇所です。テキストの該当箇所をじっくりと読みこなしてください。

【2. 次に「過去問題」を解いてみよう】

問題集をお持ちの方は、実際の過去問題を見てみましょう。問題集 220 ページ以下には第 44 回、第 45 回、第 46 回の合計 3 回分の過去問題が出ています。それぞれに詳細な解答解説も出ていますので、最初のうちは解答解説と照らし合わせながら、書いてあることを理解するよう努めてください。

第 2 章

◎・第 46 回第 9 問 9－1 (290 ページ～) ※「制限行為能力」に関する文章・穴埋め形式の練習問題がないので、この問題に◎を付しておきます。解答解説 363 ページ～。

・第 44 回第 3 問エ (225 ページ～) ※「意思表示」の問題、民法が嫌になるきっかけとなる一つです。辛抱しましょう。解答解説 302 ページ～。

・第 45 回第 6 問ア (257 ページ～) ※「意思表示」にかかる事例問題。解答解説 332 ページ～。

・第 46 回第 2 問 2－1 (273 ページ～) ※なるほど「意思表示」はコンスタントに毎回 1 問出ている。解答解説 347 ページ～。

・第 44 回第 10 問ウ (242 ページ～) ※「代理」に関する事例問題です。解答解説 318 ページ～。

・第 45 回第 2 問 2－2 (248 ページ～) ※練習問題第 10 問とともに読んで理解しておきたい。解答解説 324 ページ～。

・第 46 回第 10 問エ (294 ページ～) ※なるほど「代理」もコンスタントに毎回 1 問出ている。解答解説 367 ページ～。

【3. 最後に「今日の課題」にチャレンジしてみよう】

さて、ここまで終えたら、「第 2 回 今日の課題」にチャレンジして下さい。教科書よりかはるかに易しく基本を問うものばかりです。この課題をひととおり終えることで今回の授業は、「出席」の扱いとなります。

これで 2 回目の授業は終了です。

以上、お疲れ様でした。

筆者が所属する常磐大学、常磐短期大学の2021年度カリキュラムに目を通せば、本学には「ビジネス関連法」と「企業関連法」という科目が存在する。いずれも2021年の時点では筆者の担当科目ではあるが、短期大学キャリア教養学科で開講される「企業関連法」については、前述の『ビジネス実務法務検定試験』公式テキストを用いて、企業と法律について、より実践的なシラバスを構築したのに対して、大学総合政策学部経営学科に開講される「ビジネス関連法」についてはその名称にもかかわらず、民法総則と物権法のみが対象となっており、実社会での活用や応用を図る上では不十分なものと考えられ、科目名にあわせて見直す予定である（注3）。全国にある大学で該当する科目がどのような法を取り上げて解説しているかは非常に興味深いところであるが、これについては、今後の課題としたい。

【むすび 注釈】

（注1）国土館大学法学部資格取得支援

<https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/merit.html#007>（2021年10月31日閲覧）

（注2）日本大学法学部校友会資格・検定・公務員試験褒賞制度

<https://www.law.nihon-u.ac.jp/seminar/passers.html>（2021年10月31日閲覧）

（注3）常磐大学、常磐短期大学のシラバスについては、

<https://www.tokiwa.ac.jp/student/syllabus/>より参照のこと。（2021年10月31日閲覧）

以 上

研究ノート

高齢者の運転免許返納と移動支援ニーズ —基礎データの整理—*

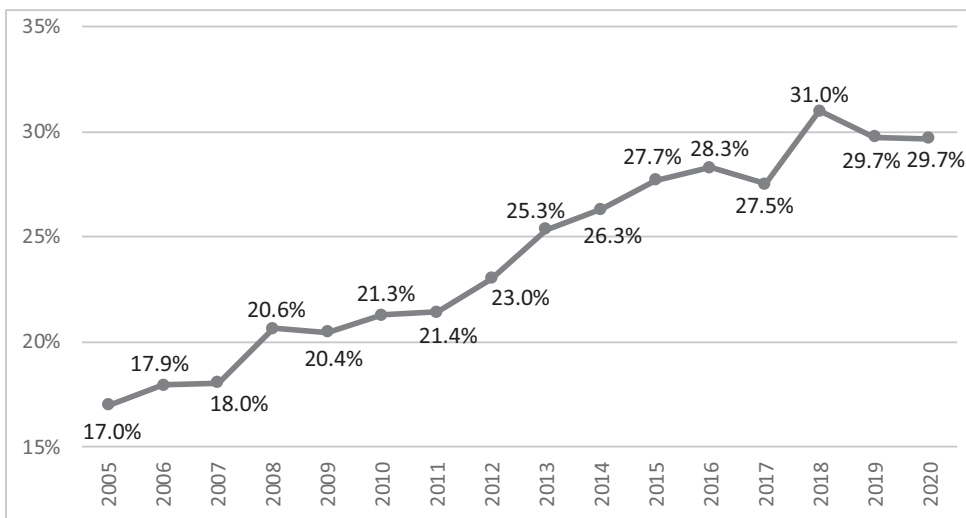
文 堂 弘 之*

Voluntarily Surrendering of Driver's License of Senior Citizens and Their Needs for Traffic Movement Support —Some Basic Evidences—

1. 高齢運転者による死亡事故比率の推移と高齢免許保有者の増加

近年、高齢者が運転する自動車による交通事故が多発している。図表1は、65歳以上の高齢者が第1当事者（当事者のうち過失が大きい者）である死亡事故の割合の推移である。これによると、高齢運転者による死亡事故比率は、2005年の17.0%から増加傾向を示し、2018年には31.0%に達した。2019年および2020年はともに29.7%と、

図表1 高齢運転者による死亡事故比率の推移



(注)原付以上運転者(第1当事者)の年齢層別死亡事故件数合計に占める65才以上の件数の比率。
 (出所)警察庁ウェブサイト・統計表「道路の交通に関する統計」「交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」の「原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別死亡事故件数の推移」より作成。

※ 本稿は、2018年度、2019年度、2020年度水戸信用金庫教育研究助成の研究成果の一部である。助成いただいた水戸信用金庫に感謝申し上げます。

* 常磐大学総合政策学部 教授

図表2 高齢者の免許保有者数（実績及び将来推計）

免許保有者	実績値 — 推計値																														
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
65歳以上	7,654	8,260	8,791	9,272	9,766	10,389	11,071	11,827	12,471	12,754	13,100	14,210	15,342	16,389	17,101	17,680	18,184	18,635	18,852	19,078	19,201	19,021	19,832	20,053	20,247	20,425	20,605	20,803	21,014	21,276	
75歳以上	1,541	1,751	1,945	2,159	2,366	2,577	2,831	3,041	3,240	3,505	3,749	4,031	4,248	4,474	4,780	5,129	5,395	5,638	5,827	5,905	6,026	6,331	6,661	6,989	7,252	7,466	7,641	7,780	7,882	7,978	
総数	75,551	76,534	77,468	78,247	78,799	79,330	79,907	80,448	80,812	81,010	81,215	81,488	81,860	82,076	82,150	82,206	82,255	82,315	82,158	81,990	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65歳以上	10,136	10,798	11,358	11,858	12,398	13,106	13,858	14,706	15,438	15,748	16,248	17,448	18,748	19,978	20,828	21,511	22,111	22,644	22,958	23,278	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
75歳以上	2,048	2,298	2,518	2,768	3,008	3,258	3,548	3,788	4,018	4,338	4,628	4,958	5,198	5,458	5,828	6,248	6,568	6,858	7,098	7,208	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総人口に対する	33.47%	34.96%	36.16%	37.27%	37.91%	38.05%	40.31%	41.92%	43.00%	43.26%	44.33%	46.15%	48.10%	49.66%	50.49%	51.11%	51.73%	52.37%	52.53%	52.96%	53.37%	53.79%	54.21%	54.64%	55.06%	55.50%	55.93%	56.37%	56.81%	57.26%	
免許保有率	16.17%	17.44%	18.44%	19.50%	20.33%	21.18%	22.28%	23.01%	23.63%	24.70%	25.40%	26.53%	27.22%	28.11%	29.28%	30.34%	30.86%	31.38%	31.51%	31.74%	32.04%	32.34%	32.63%	32.95%	33.26%	33.56%	33.86%	34.21%	34.54%	34.86%	
前年比	-	4.44%	3.44%	3.07%	1.72%	3.00%	3.23%	3.88%	2.58%	0.61%	2.48%	4.09%	4.23%	3.26%	1.67%	1.23%	1.21%	1.24%	0.31%	0.80%	3年平均	0.78%	-	-	-	-	-	-	-	-	
75歳以上	-	7.84%	5.78%	5.78%	4.23%	4.23%	5.19%	3.28%	2.68%	4.92%	3.20%	4.09%	2.61%	3.26%	4.16%	3.60%	1.74%	1.62%	0.47%	0.72%	(2016-2020年)	0.94%	-	-	-	-	-	-	-	-	
総人口	22,869	23,628	24,311	24,976	25,761	26,604	27,464	28,216	29,005	29,484	29,752	30,793	31,898	33,000	33,868	34,590	35,151	35,580	35,884	36,027	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(実績値)	9,531	10,044	10,548	11,067	11,638	12,166	12,704	13,217	13,711	14,193	14,708	15,192	15,604	16,323	16,907	17,481	17,977	18,490	18,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
総数	127,291	127,435	127,619	127,887	127,768	127,770	127,771	127,862	127,510	128,057	127,799	127,515	127,298	127,883	127,085	126,933	126,706	126,443	126,167	126,146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65歳以上	17.97%	18.54%	19.05%	19.48%	20.16%	20.82%	21.49%	22.10%	22.75%	23.02%	23.28%	24.15%	25.06%	25.97%	26.65%	27.25%	27.74%	28.14%	28.44%	28.56%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
75歳以上	7.49%	7.88%	8.27%	8.67%	9.11%	9.52%	9.94%	10.35%	10.75%	11.08%	11.51%	11.91%	12.26%	12.53%	12.84%	13.32%	13.80%	14.22%	14.75%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
65歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36,192	36,386	36,479	36,584	36,704	36,771	36,805	36,840	36,905	36,990	37,160
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	18,720	18,807	19,574	20,402	21,207	21,800	22,234	22,545	22,740	22,823	22,884
総数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125,225	124,826	124,310	123,751	123,161	122,544	121,803	121,240	120,555	119,859	119,125
65歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28,888	29,151	29,341	29,566	29,800	30,018	30,191	30,339	30,611	30,861	31,194
75歳以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14,949	15,070	15,705	16,449	17,221	17,796	18,241	18,599	18,886	19,044	19,271

増減倍率	2020年実績／2010年推計／		2020年推計／	
	2020年実績	2020年推計	2020年実績	2020年推計
免許保有者	2.492	1.115	2.780	2.780
65歳以上	3.832	1.351	5.177	5.177
75歳以上	1.575	1.031	1.695	1.695
総人口	1.952	1.230	2.401	2.401

(注) 免許保有者数は毎年推定。総人口は各年10月1日時点。人口(得未推計)は2020年～2020年の数値のみ記載。2021年以降の免許保有者数は「総人口に対する免許保有率×総人口」(得未推計)。総人口に対する免許保有率は「(1+2016年～2020年の総人口に対する免許保有者の前年比平均)」。人口(実績値)：総務省「人口推計」。2000年～2015年：長期時系列データベース「平成12年～7年」。2016年～令和2年：国勢調査に関する不詳推定結果。年齢・国籍(日本人・外国人の別)、配偶関係の不明推定(人口等基本集計に対応)。人口(得未推計)：国立社会保険人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「推計結果比較表(2015～2065年) 表10-6(65歳以上人口(総人口))」および表10-8(75歳以上人口(総人口))の死亡・中位假定、表10-2(年少人口(0～14歳)(総人口))の死亡・中位假定の出生中位假定)。

2018年より若干低下したが、過去と比べて高い水準であることは確かである。

このような高齢運転者による死亡事故比率の増加の背景には高齢化が存在すると推測される。図表2は、65歳以上および75歳以上の免許保有者数の推移であり、2001年から2020年までは実績値だが、2021年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口（平成29年推計）の死亡中位仮定¹での総人口の予測値をベースに、総人口に対する65歳以上および75歳以上の免許保有率が、2018年から2020年までの3年間の同免許保有率の増減率と同じだけ毎年増加すると仮定して推計した値である。

図表2によれば、2001年における65歳以上の免許保有者数は約765万人、75歳以上のそれは約154万人であったが、2020年の免許保有者数は65歳以上では約1,908万人、75歳以上では約590万人となり、この19年間で65歳以上の免許保有者数は約2.492倍、75歳以上では約3.823倍に増加している。なお、10月時点の総人口は、2001年では65歳以上は約2,287万人、75歳以上は約949万人²、2020年では65歳以上は約3,603万人、75歳以上は約1,860万人³であり、この20年間で65歳以上は約1.575倍、75歳以上は約1.952倍である。つまり、この19年間における高齢者の免許保有者数の大幅な増加は、総人口の高齢化の増加率の2倍近くに上ることがわかる。

さらに、図表2の推計値によれば、2020年から2030年までの10年間ににおいて、総人口では65歳以上が1.031倍、75歳以上が1.230倍に増加する一方で、免許保有者数は、65歳以上が1.115倍、75歳以上は1.351倍に増加する。人数では、2030年には65歳以上で2,127.6万人、75歳以上で797.8万人の免許保有者が推計されている。したがって、現在の状況が変わらなければ、高齢運転者による交通事故数はさらに増加することが予測される。

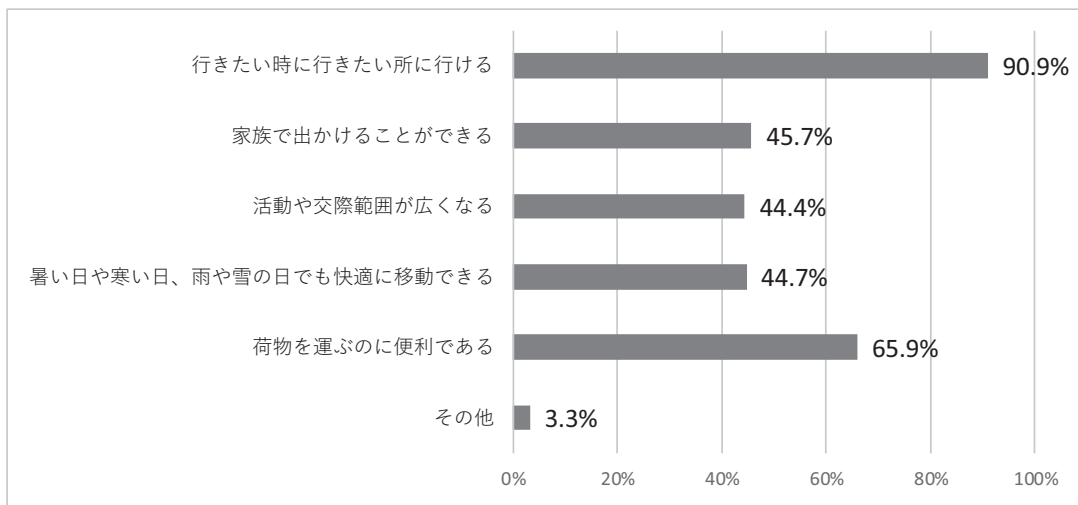
2. 高齢者にとっての自動車の利便性と免許返納率

図表2の高齢者の免許保有率について見ると、2001年において65歳以上では高齢者総人口の33.47%、75歳以上では同16.17%と、65歳以上の総人口の1/3、75歳以上のその1/6であったが、2020年では65歳以上で同52.96%、75歳以上で同31.74%と、65歳以上の高齢者総人口の過半数、75歳以上のその3割超が免許保有者へと大きく増加したことがわかる。2030年の推計値については、65歳以上では同57.26%、75歳以上では同34.86%となり、免許保有率はさらに増加することが予測される。この傾向が継続すれば、免許を保有する高齢者の割合は、65歳以上で6割、75歳以上で4割を超

える可能性も視野に入る。

このような高齢者の運転免許の保有率の上昇は、自動車が高齢者にとって利便性が高い移動手段であることを示唆する。図表3は、高齢運転者が感じる自動車のメリットを示している。最も多い回答が「行きたいときに行きたい所に行ける」であり、回答率は90.9%とほぼ全員に近い値である。次の多い回答が「荷物を運ぶのに便利である」であり、回答率は65.9%とほぼ2/3に達する。他の3つの回答（「家族で出かけることができる」、「活動や交際範囲が広がる」、「暑い日や寒い日、雨や雪の日でも快適に移動できる」）はいずれも45%前後であり半数近くの回答率である。若年時に比べて体力の低下を感じやすいであろう高齢者にとって、これらのメリットを提供してくれる自動車は生活の利便性を高める重要な手段であることがわかる。

図表3 高齢運転者が感じる自動車を持つことのメリット



(注) 知事連合に参加する35道府県の高齢者に対する調査結果の一部。調査実施時期：平成21年11月～平成22年1月。調査票の回収数：10,856件。回答者の年齢：65歳以上75歳未満4,580名。75歳以上4,658名。65歳未満1,037名（65歳未満は比較対象として使用）。回答者の性別：男性8,201名。女性2,074名。回答者の居住地域等：都市部3,090名。地方都市3,193名。農村部3,074名。高齢者講習受講者918名。

(出所) 高齢者にやさしい自動車開発推進知事連合・高齢者にやさしい自動車開発委員会合同会議「高齢ドライバーアンケート調査結果」(平成22年5月) p.6 問13 (自動車を持つことの良い点は何ですか。(複数選択可))。

このように考えると、高齢者が自動車を手放す動機は小さいと推測される。近年、高齢者の運転免許の自主返納を促す動きもある。しかし、実際には高齢者の免許の自主返納は必ずしも多いとは言えない。それを物語るのが図表4である。この図表は、2005年、2018年、2020年における申請による運転免許の取消件数と取消率を示している。申請

による運転免許の取り消しとは、いわゆる自主返納である。申請取消率は、前年末時点の免許保有者数に対する当該年中の申請取消件数の割合である。2005年では、65歳以上、75歳以上、85歳以上の申請取消率はそれぞれ0.2%、0.3%、0.5%と非常にいずれも1%未満であるが、2018年ではそれぞれ2.2%、5.4%、11.3%と、13年間で大幅に上昇している。しかし、水準自体は非常に低いことは否めない。また、2020年では65歳以上では2.8%へと上昇したが、75歳以上および85歳以上では、5.1%および11.2%と2018年より低下している⁴。したがって、今後については自主返納が大きく増加する可能性は見出しにくい。

図表4 申請による運転免許の取消件数と取消率

		免許保有者数 (千人、前年末値)	申請取消件数 (千件)	申請取消率
2005年	65歳以上	9,766.3	17.4	0.2%
	75歳以上	2,365.5	6.7	0.3%
	85歳以上	151.0	0.7	0.5%
2018年	65歳以上	18,184	406.5	2.2%
	75歳以上	5,395	292.1	5.4%
	85歳以上	614.8	69.3	11.3%
2020年	65歳以上	18,851.6	525.9	2.8%
	75歳以上	5,826.7	297.5	5.1%
	85歳以上	668.6	74.7	11.2%

(注) 運転免許の一部取消しは除く。申請取消率＝申請取消件数／前年の免許保有者数×100
(出所) 警察庁「運転免許統計」より作成。

3. 全国の高齢者の移動・外出支援ニーズに関する基礎事実

本章および次章では、高齢者の移動支援のニーズに関する基礎事実を探る。まずは平成30年に実施された「高齢者の住宅と生活環境に関する調査」(内閣府(2018))からそれを概観しよう。同調査は、全国の60歳以上の男女3,000人を対象に、調査員による面接聴取法により行われたものである(有効回収率62.3%)。

図表5は、「あなたは、何かの用(散歩なども含めます)で出かけることが、週に何日くらいありますか」(単一回答)という質問項目の回答結果である。全体でいえば、ほとんど毎日外出する人が6割以上と圧倒的に多く、男女別、年齢層別のいずれの項目でも

第1位である。したがって、高齢者の多くはほとんど毎日外出しているという概観が可能である。

詳細に見ると、男女別でのほとんど毎日外出するという回答は、どちらも第1位であることは変わらないが、男女で10ポイントの差があり、男性の方が高い。女性では週に2～3日と週の半分未満しか外出しない人の割合が第2位に位置している。また年齢層別で見ると、概ね年齢の上昇に従って、ほとんど毎日外出する人の割合は減少し、外出頻度が低い項目の割合が増加している。とくに80歳以上に注目すると、それより低い年齢層よりも、週に1回程度および月に2～3日以下の回答率はかなり高まる。

図表6は、「あなたが、主に出かけるのはどんな時ですか」（複数回答可。回答数上限

図表5 外出（散歩なども含む）頻度

	全体	男女別		年齢層別				
		男性	女性	60-64歳	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80歳以上
ほとんど毎日	61.4%	66.7%	56.8%	79.2%	62.5%	63.5%	58.4%	46.7%
週に4～5日	16.3	14.9	17.4	11.9	19.8	15.9	16.8	14.6
週に2～3日	17.1	13.9	19.8	5.9	14.9	17.4	19.6	25.5
週に1日程度	2.9	2.2	3.5	1.9	1.3	2.2	3.3	6.3
月に2～3日以下	2.2	2.3	2.2	1.1	1.3	0.7	1.9	6.6
わからない	0.2	-	0.3	-	0.2	0.2	-	0.3

(注) 単一回答。n=1,870に対する比率。

(出所) 内閣府(2018)第2章、図表2-3-1-1より作成。

図表6 外出する主な目的

	全体	男性	女性
近所のスーパーや商店での買い物	80.7%	71.5%	88.7%
通院	45.2	43.6	46.6
趣味・余暇・社会活動	44.6	47.6	42.0
散歩	40.3	45.2	36.1
銀行や役所など	32.1	27.7	36.0
仕事	30.4	38.5	23.3
知人・親族などを訪問	27.7	22.6	32.1
デパートなど大型店での買い物	18.3	16.2	20.1
その他	4.9	5.6	4.3
高齢者施設などへの通所 (a)	4.5	4.4	4.7
その他わからない	0.2	0.2	0.2

(注) 複数回答可。回答数上限なし。n=1,870に対する比率。(a) 自らが介護あるいは医療的処置を受けるために、デイサービスなどを利用する場合。

(出所) 内閣府(2018)第2章、図表2-3-2-2より作成。

なし) という質問項目の回答結果である。第 1 位は近所のスーパーや商店での買い物であり、全体で 80% と圧倒的多数である。ただし男性と女性で 17 ポイントの差があり、男女間の差が大きい。次いで通院、趣味・余暇・社会活動、散歩の割合は全体で 4 割程度であり、男女間の差は散歩でやや大きい。これら以外はいずれも全体で 1/3 未満の割合であり、散発的な目的といえる。つまり、近所への買い物、趣味等、散歩が多くの高齢者にとって頻繁に行われている外出の目的であるといえる。

図表 7 は、「あなたが外出する際、利用する手段は何ですか」(複数回答可。回答数上限なし) という質問項目の回答結果である。全体で第 1 位の自分で運転する自動車と第 2 位の徒歩はどちらも約 56% とほぼ同じ割合であり、この 2 つが高齢者の主要な移動手段であることがわかる。ただし男女間では、自分で運転する自動車をみると、男性は 73.6% だが女性は 41.8% とかなりの差がある一方、徒歩はほとんど差がない。むしろ、全体で第 4 位の家族などの運転する自動車を見ると、男性は 9.8% だが女性は 29.9% と女性のほうがかなり高い。

最大の特徴は、都市規模別の割合の変化である。都市規模が小さくなるにつれて割合が増加する手段には、自分で運転する自動車と家族などの運転する自動車の 2 つが該当する。これに対して、都市規模が小さくなるにつれて割合が減少する手段には、徒歩、自転車、

図表 7 外出する際に利用する手段

	全体	男女別		都市規模別			
		男性	女性	大都市	中都市	小都市	町村
自分で運転する自動車	56.6%	73.6%	41.8%	38.4%	56.9%	66.7%	66.8%
徒歩	56.4	56.9	56.0	71.0	71.0	49.0	42.7
自転車	22.4	22.8	22.1	29.5	25.0	16.1	15.1
家族などの運転する自動車	20.5	9.8	29.9	16.5	20.7	21.7	24.6
バス	20.2	18.3	21.8	35.5	20.6	11.6	9.5
電車	20.3	20.6	20.1	36.5	18.4	14.8	9.1
タクシー	8.2	6.6	9.7	11.3	8.8	6.5	4.7
バイク、スクーター	3.5	4.7	2.5	4.3	2.6	4.1	3.9
車いす	0.8	0.7	0.9	1.9	0.1	0.4	1.7
電動三輪車	0.7	0.6	0.8	1.7	0.5	0.2	0.4
その他	1.4	0.7	2.0	1.4	1.5	1.4	0.9
わからない	0.1	0.1	0.1	0.2	-	0.2	-

(注) 複数回答可。回答数上限なし。n= 1,870 に対する比率。大都市：東京都 23 区・政令指定都市。中都市：人口 10 万人以上の市。小都市：人口 10 万人未満の市。町村：郡部 (町村)。

(出所) 内閣府 (2018) 第 2 章、図表 2-3-3-2 より作成。

バス、電車、タクシーが該当する。つまり、自動車は規模の小さい都市や町村では重要な移動手段である一方、徒歩、自転車、バス、電車、タクシーは規模の大きい都市での重要な移動手段となっていることがわかる。

図表 8 地域に安心して住み続けるために必要なこと

		全体	都市規模別			
			大都市	中都市	小都市	町村
必要なことはない		10.4%	15.1%	10.2%	8.0%	8.1%
わからない		1.3	1.1	1.2	1.7	0.9
必要なことがある (計)		88.3	83.9	88.6	90.3	91.0
「必要なことがある」の内訳	近所の人との支え合い	55.9	46.6	56.6	63.1	54.8
	家族や親族の援助	49.9	38.4	54.1	53.0	50.2
	かかりつけ医等健康面での受け皿	42.6	39.9	43.8	43.1	42.5
	公的機関からの援助 (介護サービス情報の提供等)	35.2	27.0	38.5	38.6	32.1
	移動手段や商業施設などの生活環境の利便	30.1	30.4	30.2	29.7	29.9
	経済的な余裕・資産	29.1	30.2	29.5	28.4	27.6
	民間事業者によるサービス	13.5	9.0	15.2	16.2	10.4
	多世代が支え合える場	13.4	9.0	14.0	15.3	15.4
	その他	1.8	3.2	1.2	1.5	1.8

(注) 複数回答可。回答数上限なし。n=1,741 に対する比率。大都市：東京都 23 区・政令指定都市。中都市：人口 10 万人以上の市。小都市：人口 10 万人未満の市。町村：郡部 (町村)。
(出所) 内閣府 (2018) 第 2 章、図表 2-1-4-1 より作成。

図表 8 は、「現在お住まいの地域に安心して引き続き住み続けるために、どのようなことが必要と考えていますか」(複数回答可。回答数上限なし) という質問項目の回答結果である。まず、必要なことがあると回答した高齢者は約 90% に上っていることから、地域に安心して住み続けるために、ほぼすべての高齢者が何らかのニーズを持っていることがわかる。必要なことの内訳については、「近所の人との支え合い」や「家族や親族の援助」といった身近な個人的関係の人からの支援が第 1 位、第 2 位と最も多く求められている。第 3 位には「かかりつけ医等健康面での受け皿」すなわち健康面のサポート、第 4 位には「公的機関からの援助 (介護サービス情報の提供等)」すなわち介護を含んだ公的機関からの支援が挙げられている。第 5 位には「移動手段や商業施設などの生活環境の利便」が登場し、全体に占める割合は約 30% であるが、必要なことがある人に対する割合としてはおよそ 1/3 になる。つまり、3 人に一人は外出を伴う生活活動に関わる利便性を求めており、その 1 つに移動手段の確保が含まれることがわかる。

ここで、都市規模別に「移動手段や商業施設などの生活環境の利便」の割合を見ると、いずれも全体の割合とほぼ同じであり、さらに都市の規模変化に伴った割合の一貫した変化も見られない。つまり、移動手段および買い物に関する生活環境の利便性に対する高齢者のニーズは、居住する都市の規模に関係なく一定の大きさを伴っていると推測できる。

図表9は、「資金などの問題は別として、あなたが今、新しい住宅に住み替え（引っ越し）をしたら、どのような点を重視しますか」（3つまで回答可）という質問項目の回答結果である。まず特に無いとの回答は約20%と5人に一人ほどは現在の住居状況に満足している一方で、77%は何らかの改善ニーズを持っていることがわかる。同率1位の

図表9 新しい住宅に住み替えする場合の重視点

		全体	都市規模別			
			大都市	中都市	小都市	町村
特にない		21.1%	29.3%	16.2%	22.2%	19.8%
わからない		1.8	1.9	0.8	2.0	3.9
重視点がある（計）		77.1	68.8	83.0	75.8	76.3
「重視点があるの内訳」	手すりを取り付けてある、床の段差が取り除かれているなど、高齢者向けに設計されていること	38.1	27.6	42.4	38.2	43.1
	医療や介護サービスなどが受けやすいこと	38.1	33.3	42.0	34.8	41.4
	駅や商店街が近く、移動や買い物が便利にできること	37.3	36.7	39.5	34.6	37.5
	災害や犯罪から身を守るための設備・装置が備わっていること	18.4	18.9	19.8	17.5	15.1
	子供や孫などと一緒に住むこと、または近くに住めること	15.6	13.2	15.6	16.5	17.7
	部屋の広さや間取り、外観が自分の好みに合うこと	14.9	12.0	17.1	15.0	12.9
	親しい友人や知人が近くに住んでいること	9.7	6.2	11.8	11.0	6.9
	豊かな自然に囲まれていること、または静かであること	9.6	8.9	11.0	10.0	6.0
	近隣の道路が安全で、歩きやすく整備されていること	8.4	7.4	9.5	7.3	9.5
	趣味やレジャーを気軽に楽しめる場所であること	6.0	7.0	7.4	3.9	4.7
	ペットと一緒に暮らせること	3.9	3.1	4.0	5.3	2.2
	職場に近いなど、現在の職業に適した場所にあること	1.7	1.7	1.6	2.0	1.3
その他	2.4	2.2	2.1	2.4	3.9	

(注)3つまで回答可。n=1,870に対する比率。大都市：東京都23区・政令指定都市。中都市：人口10万人以上の市。小都市：人口10万人未満の市。町村：郡部（町村）。

(出所)内閣府（2018）第2章、図表2-2-13-2より作成。

2つの回答のうち「手すりを取り付けてある、床の段差が取り除かれているなど、高齢者向けに設計されていること」は住居設備に関することである。もう一方の「医療や介護サービスなどが受けやすいこと」は、(前者の回答対象である)住居設備に関わること以外であると考え、医療や介護サービスでの主に移動やアクセスのしやすさへのニーズを表すものと捉えられる。第3位は「駅や商店街が近く、移動や買い物が便利にできること」であり、買い物など医療・介護以外での移動のしやすさへのニーズを表している。その割合は37.3%と同率第1位の前記2回答とほとんど同じであることから、上位回答3つのうち2つは外出・移動に関わるものであることがわかる。第4位以下の回答割合は20%未満であることから、これらの外出・移動の利便性に関わるニーズは相対的にかなり高いと推測できる。

ここで、「駅や商店街が近く、移動や買い物が便利にできること」について都市規模別の結果を見ると、都市の規模変化に伴う割合の一貫した変化は見られない。これは「医療や介護サービスなどが受けやすいこと」についても同様である。したがって、外出・移動の利便性に関わる高齢者のニーズは、居住する都市の規模に関係なく一定の大きさを伴っていると推測できる。この点は、図表4の同様の結果と整合的である。

以上の結果をまとめると、規模の大きい都市に住む高齢者は徒歩、自転車、電車、バス、タクシーを、規模の小さい都市等に住む高齢者は自動車を利用して外出を行いやすいという相対的な相違は存在するが、安心して生活を続けていくために移動・外出のしやすさを求めるニーズ自体は、居住する都市の規模に関わらず、比較的重要性の高い程度をもって存在していると推測される。

4. 水戸市の高齢者の移動・外出支援ニーズに関する基礎事実

水戸市は2013年4月1日現在65歳以上の高齢者を対象に、アンケート送付形式で「高齢者ニーズ調査」を実施した。回答状況は、要介護認定を受けていない方(送付数49,231件)の回答率が76.9%、要介護認定を受けている方(無作為抽出による送付数1,000件)の回収率が60.5%である。この調査に、移動・外出支援に関連する質問項目が含まれており、それらを以下で解説する。

図表10は、「あなたが、日常的に外出する際の目的は何ですか」(二つを選択)という質問項目の回答結果である。要介護認定を受けている方では、第1位が買物(40.5%)、第2位が通院(20.5%)、第3位が趣味、教養、娯楽(14.2%)、第4位が運動・スポーツ

(10.8%) となっており、買い物の割合がかなり高い。要介護認定を受けてない方では、第1位が通院(40.3%)、第2位が買物(21.3%)と、要介護認定を受けている方の第1位と第2位がほぼ入れ替わった割合となっている。定義に関わる項目(介護サービス・介護予防事業)は20.8%で第3位となっており、通院と買物より低い順位である。このように、水戸市の高齢者では、要介護認定を受けている方も受けていない方も、外出の際の目的の上位2位は買物や通院であることがわかる。

図表 10 外出の際の目的

	要介護認定を受けていない方		要介護認定を受けている方	
	人数	割合	人数	割合
買物	22,114	40.5%	191	21.3%
通院	11,221	20.5%	361	40.3%
仕事	4,771	8.7%	6	0.7%
趣味、教養、娯楽	7,751	14.2%	18	2.0%
介護サービス・介護予防事業 (いきいき健康クラブ等)	277	0.5%	186	20.8%
NPO・ボランティア活動	903	1.7%	0	0.0%
運動・スポーツ	5,875	10.8%	7	0.8%
ほとんど外出することはない	875	1.6%	107	11.9%
その他	863	1.6%	20	2.2%

(出所) 二つを選択。水戸市(2015) p.24、p.28より作成。

図表 11 は、「あなたが日常生活を送るうえで困っていることについてお聞きします」(複数回答可。回答数上限なし)という質問項目の回答結果である。要介護認定を受けていない方については、困っていることはないという回答が62.8%と圧倒的に多いが、困っていることの中では、その他を除けば、買物(7.0%)と通院(7.3%)が上位2位であり、他を大きく上回っている。要介護認定を受けている方については、困っていることはないとの回答は11.6%で第5位と低く、通院が18.7%で第1位、買物が17.8%で第2位である。つまり、水戸市の高齢者では、要介護認定を受けている方も受けていない方も、日常生活を送る上で困っていることの中では、買物や通院という外出を伴う活動が上位2位を占めていることがわかる。

図表 11 日常生活を送るうえで困っていること

	要介護認定を受けていない方		要介護認定を受けている方	
	人数	割合	人数	割合
買物	2,801	7.0%	227	17.8%
通院	2,927	7.3%	239	18.7%
金銭管理	1,090	2.7%	64	5.0%
食事（調理も含めて）	1,961	4.9%	161	12.6%
入浴	355	0.9%	127	9.9%
掃除、洗濯	1,540	3.9%	168	13.1%
相談相手がいない	967	2.4%	42	3.3%
困っていることはない	25,076	62.8%	148	11.6%
その他	3,243	8.1%	102	8.0%

（出所）複数回答可。回答数上限なし。水戸市（2015）p.21、p.27 より作成。

図表 12 は、「あなたが外出する際の主な移動手段は何ですか」（単一回答）という質問項目の回答結果である。要介護認定を受けていない方については、自動車（自分で運転）が 56.6% と圧倒的に多い。自動車（自分で運転）と家族の送迎を合わせた割合は 67.9% となり、2/3 超が自動車で移動していることがわかる。電車、バス、タクシー・ハイヤーは 5% 未満である。要介護認定を受けている方については、家族の送迎が 48.1% と約半数を占めて最多であり、タクシー・ハイヤーは 15.4% で第 2 位、自動車（自分で運転）は 6.9% で第 4 位（その他を除く）と、要介護認定を受けていない方の状況とかなり異なる。

なお、この「自動車（自分で運転）」の 56.6% という結果は、全国調査の結果である図表 3 中の中都市（水戸市が該当する都市規模）の「自分で運転する自動車」の割合の

図表 12 外出する際の主な移動手段

	要介護認定を受けていない方		要介護認定を受けている方	
	人数	割合	人数	割合
徒歩	2,671	8.9%	38	7.7%
自転車	4,138	13.8%	22	4.4%
バイク（原付含む）	391	1.3%	0	0.0%
タクシー、ハイヤー	550	1.8%	76	15.4%
自動車（自分で運転）	16,948	56.6%	34	6.9%
家族の送迎	3,384	11.3%	238	48.1%
バス	1,470	4.9%	29	5.9%
電車	88	0.3%	0	0.0%
その他	317	1.1%	58	11.7%

（出所）単一回答。水戸市（2015）p.24、p.28 より作成。

56.9% とほぼ同じである。一方、徒歩の割合は、図表 8 では 8.9% とかなり低く順位も第 4 位であり、図表 3 では 71.0% とかなり高く順位も第 1 位である。図表 3 が複数回答可の結果、図表 8 は単一回答の結果であることを考えると、図表 3 の徒歩には主要ではない移動手段としての徒歩も多く含まれていると推測できる。その場合、全国調査においても主要な移動手段としては自動車（自分で運転）が第 1 位に挙がる可能性がある。

5. 高齢者の増加と社会の移動支援の必要性

本論文は、第 1 章から第 3 章まで、高齢運転者の死亡事故の増加、高齢者の運転免許保有率の増加、高齢者にとっての自動車の利便性の高さ、そして運転免許の自主返納割合の低さを概観してきた。これらに基づくと、今後もしばらくは高齢運転者が増加し、高齢運転者による死亡事故も増加する可能性が印象付けられる。

しかし、運転免許をもつ誰もがいつかは自分で運転することをあきらめ、別の移動手段に頼らなければならない時がやってくることは確かである。つまり、それまで主にマイカーを運転することで移動を行っていた高齢者は、いずれはマイカーを手放して別の方法で移動することが求められることになる。そのような高齢者がこれから大量に出現することが見込まれる。

令和 3 年版の『高齢社会白書』（内閣府（2021））によれば、我が国における高齢者（65 歳以上）人口は、2020 年 10 月 1 日現在 3,619 万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は 28.8% である。そのうち 75 歳以上人口は 1,872 万人で、総人口に占める割合は 14.9% となり、65 歳～74 歳人口を上回る。さらに同書によれば、2065 年の高齢化率は 38.4% と推計されており、約 2.6 人に 1 人が 65 歳以上、約 3.9 人に 1 人が 75 歳以上になることが予測される。このような高齢化率の上昇は、自分で運転をやめた高齢者の移動支援を日本社会に求めることが予想される。

そこで、第 4 章および第 5 章において、高齢者の移動支援のニーズに関する基礎事実を探った。その結果、全国調査からは、移動手段および買い物に関する生活環境の利便性に対する高齢者のニーズは、居住する都市の規模に関係なく一定の大きさを伴っていることが明らかとなった。さらに、水戸市の高齢者調査からは、要介護認定を受けている高齢者も受けていない高齢者も、日常生活を送る上で困っていることの中では、買い物や通院という外出を伴う活動が上位 2 位を占めていることが明らかとなった。

これらは、高齢者の生活において外出を伴う活動は不可欠なものであり、主要な移動手

段であるマイカー（自分で運転する自動車）を諦める事になった場合、外出に支障を来すことを示唆している。換言すれば、そのような支障をできる限り低下させるための移動支援サービスへの潜在的なニーズは大きく、今後社会がそのようなサービスを提供する必要が高まることが予想される。

(引用文献)

内閣府（2021）『令和3年版高齢社会白書』（<https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html>）（2021年12月27日閲覧）。

内閣府（2018）「平成30年度 高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」（<https://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h30/zentai/index.html>）（2021年12月27日閲覧）

水戸市（2015）「第6期 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画」（<https://www.city.mito.lg.jp/001486/001500/p015115.html>）（2021年12月27日閲覧）

警察庁「道路の交通に関する統計」（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/toukeihyo.html>）（2021年12月27日閲覧）（2021年12月27日閲覧）

警察庁「運転免許統計」（<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/koutsuu/menkyo.html>）（2021年12月27日閲覧）

総務省「人口推計」（<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/index2.html#suikei>）（2021年12月27日閲覧）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（https://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/db_zenkoku2017/db_zenkoku2017gaiyo.html）（2021年12月27日閲覧）

高齢者にやさしい自動車開発推進知事連合・高齢者にやさしい自動車開発委員会合同会議「高齢ドライバーアンケート調査結果」（平成22年5月）

(注)

- 1 社人研の2020年の日本の将来推計人口（平成29年推計）は、死亡低位仮定では65歳以上で36,586,330人、75歳以上で19,058,403人、死亡中位仮定では65歳以上で36,191,978人、75歳以上で18,719,899人、死亡高位仮定では65歳以上で35,776,084人、75歳以上で18,363,974人である。このうち、総務省の令和2年国

勢調査・不詳補完結果に基づく2020年10月の人口（65歳以上：36,026,632人、75歳以上：18,601,808人）に最も近い推計値は死亡中位仮定である。

- 2 総務省「平成12年及び17年国勢調査結果による補間補正人口」。
- 3 総務省「令和2年国勢調査に関する不詳補完結果」「年齢・国籍（日本人・外国人の別）・配偶関係の不詳補完（人口等基本集計に対応）」。
- 4 これには新型コロナウイルス感染拡大の影響も考えられる。ただし、65歳以上では上昇しているため、一貫した説明は見出しにくい。

研究ノート

文の意味と発話の意味

梅 香 公*

On Sentence Meaning and Utterance Meaning

1. はじめに

文の意味と発話の意味は、一方はその統語構造と意味構造から自動的に導き出され、他方はその文の意味から、文脈等を基にして推理によって把握されるという考え方はそれ程荒唐無稽なものではないと思われる。前者の意味は文字通りの意味であり意味論の守備範囲、後者の意味は話者の意図を表し語用論の守備範囲という理解も浸透しているかもしれない。しかしながら、ある言明の意味を把握することを、その言明の真偽の判断をすることと考えると、上記のように文の意味と発話の意味との間に判然として線を引くことが出来るかどうか疑問が呈されることもある。以下の例文を見てみよう。

(1) He went to the bank.

(1)の統語的な構造は、主部と述部からなる自動詞文であり、意味的な構造は、主語が移動して目的地 "the bank" まで行ったという出来事を表していることは容易に把握できる。他方、この文の真偽の判断は幾つかの条件が確定していることが前提となる。先ず、"He" が誰を指しているのかが問題となり、次に、"bank" が銀行を指しているのか、川の土手を指しているのかあいまい性を除去する必要がある。

(2) a. John went to the bank for depositing money.

b. John went to the bank for fishing.

(2)の文は過去時制を示しているが、真偽を判断するためには、この文が過去のどの時点に

* 常磐大学総合政策学部 教授

において生じた出来事を表しているかも考慮される必要があるかもしれない。

(3) John went to the bank for depositing money two hours ago.

(3)では、「銀行」は定冠詞がつき特定化されている。その情報も明確にする必要があるかもしれない。

(4) John went to the branch of ABC bank at 123 ABC St. for depositing money two hours ago.

ここまで来ると名詞の指示対象が付与され、語の意味の曖昧性は除去され、文の示す出来事の生起する時間、場所が確定して文の真偽判断は容易である。上記の最初の発話である(1)は、「彼は銀行／川の土手に行った。」は、一定の字義通りの意味を示しているが命題としては不十分であり、真偽は判定ができない。他方、(4)は、文脈によって与えられる情報によってサポートされた真偽の判定が可能な命題ということになる。

(4)の文は、(1)をベースにして、指示対象付与、一義化、自由補強というプロセスを通じて命題として真偽の判定がつく形に復元されたといってもよいだろう。しかしながら、全ての発話の意味がその段階で留まっている訳ではなさそうである。

(5) 事故だ！

(5)を聞いた人は、事故がその時、大抵は近くで発生したと解釈するだろうと思う。もしかしたら、何の事故かは確認する余裕はないかもしれない。「(近くで) 事故が発生した。」という解釈がすぐに思い浮かび、これはすぐに真偽が判定できる命題としての性格を持っていると言っても差支えないだろう。

ここで少し想像力を働かしてみよう。

- (6) a. 校門の前で事故だ！
b. ?リヨンで事故だ！
c. ??どこかで事故だ！

(6)のどの発話も命題として真偽の判定が可能となる文脈によるサポートは想像できるが、文の容認度は $a > b > c$ と下がっていく。この差は、発話された意味が、その命題としての真偽の判断にのみ還元し尽くされるものではなく、別のファクターが関与していることを示唆しているように思える。実際、(6)の各文が警告を表していると考え、その切迫度が容認度の差を説明していることが推察される。

本稿では、発話された文の意味を、最低限の内容の命題的意味に還元するミニマリズムに対抗して、コンテクストに関与することで初めて命題の真偽判断が可能となるというレカナティ (2004) の仮説を検討し、発話の意味は単純に命題の意味に還元されるものではなく、発語内行為の関与が不可欠の要素であることを検討する。

以下では、先行研究でレカナティの主張を紹介し、次いでその問題点を指摘したい。

2. 先行研究

レカナティ (2004) に従って、関連する哲学的背景を概観しよう。20 世紀初頭において、言語を分析・批判・改良することを目的とする分析哲学の内部で、フレーゲ、ラッセル、カルナップ、タルスキによる形式言語の研究を重視する理想言語哲学、他方、オースティン、サール、グライスによる自然言語の研究を重視する日常言語哲学と二つのグループが形成される。前者は文の意味はその真理条件と等価であると考え、後者は文の意味はその使用と不可分の関係にあり、換言すると、発語行為との関係で問題になるという主張をしている。このような対立に端を発した両者も、現在では、理想言語哲学の方はコンテクストを考慮に入れた形式意味論に引き継がれ、後者も「意味は使用である」というスローガンを捨て、先ほど述べた発語行為との関係で文の意味の分析を深化させている。

現代においては、レカナティによると、意味論、語用論の境界線をどこに引くかという問題において字義主義とコンテクスト主義という対立が明らかになりつつある。前者は、話者の意図に関わることなく自然言語の文に真理条件を帰することが可能と考え、後者は発語行為の関与においてのみ文は確定した内容を表現できると考えている。なお、ここで字義主義という言葉の意味だが、言語の規約的意味を基礎にしてコンテクストにおいて把握される内容という説明がレカナティによってなされ、省略部分を埋めた平叙文の字義的意味は「言われたこと」であり、その発話によって示される命題ということになる。こうして字義主義対コンテクスト主義という新たな形の対立に至った経緯が示されたわけであるが、両者の側から語の意味確定度不十分性という点で、命題の真偽が判定されるレベル

をめぐって論争が生じる。概略、字義主義の方は、言語的意味にプラスしてコンテキストへの依存を最小にすることを主張し、反対に、コンテキスト主義では発話された文から生じる命題の真偽は全てコンテキストへの関与が必要であるという主張が為されている。

所与の文中の語の意味確定度不十分性を基準として、レカナティによると、文の言語的な性質に基づく意味が、例えば、語彙概念意味論における語彙概念構造の様なものを思い浮かべると近いかと思うが、先ずあり、それをベースにして生み出される「言われたこと」を所与の文によって表される命題の真偽が確定できる最小のレベルであると考えられるミニマリズムがあり、他方、同じく「言われたこと」について、ただし、この場合の「言われたこと」は、ミニマリズムの場合と異なり、語用論的に広くコンテキストに依存しているコンテキスト主義の立場がコントラストをなしている。両者の共通点としては、「言われたこと」において真偽が判定可能であり、その意味の確定にはコンテキストへの関与が必要であることが指摘できる。他方、相違点は、前者においてはコンテキストへの依存は狭い、最低限のものに限られ、具体的には言語の構造中の空所が所与の文に想定され、その空所を話者の意図に言及することなく埋める操作によって所与の文の語の意味が確定できると考えられているのに対して、後者においては、空所補充、自由補強、語の相互調整（強化、緩和、転意）等の操作は広くコンテキストに依存することなく、換言すると、話者の意図を把握しない限り行えないという立場である。以下で、具体的にミニマリズムとコンテキスト主義の解釈を例文において比較して見て行こう。

レカナティ（2004）によると、言語の統語構造、語彙の意味から形成される文の意味に対して、言われていること、伝えられていることを生成するために、2段階の語用論的なプロセスが適用される。前者は、第1次語用論的プロセスとされ、飽和（空所補充）、自由補強、語の意味の相互調整（強化、緩和、転意）がその内訳としてリストされている。他方、後者は第2次語用論的プロセスとされ、飽和、自由補強が内訳となることが、レカナティ（2004）から読み取れる。前者の特徴として、亜人格的（無意識的）な操作であり、後者は意識的な操作であることも指摘されている。両方ともコンテキストへの依存はある、それが最低限のものであるか、全面的なものであるかの差はあるのであるが。換言すると、前者は狭いコンテキストの適用であり、後者は広いコンテキストの適用を特徴としていて、特に、話者の意図への関与がある点が前者にない特徴とされている。反対に、前者においては、言われていることの意味は所与の文中の局所的な調整によってもたらされる。

- (7) a. Mary took out the key and opened the door.
b. John was arrested by a policeman yesterday; he had just stolen a wallet.

(7a)においては、「メアリーは鍵を取り出し、それを使ってドアを開けた」と取るのが自然な解釈だろう（レカナティ（2006:50））。このタイプは橋渡しの推論と呼ばれ、'the door'の後に'with it (= the key)'と自由補強が適用されているとって差し支えないだろう。この追加された具格（instrumental）の補強は聞き手にとって最も接近可能な解釈である点が、上記の解釈の自然さを保証している。他方、(7b)では、セミコロンの後の'he'が誰を指すのかが問題になる（レカナティ（2006:60））。所与の文から直接選択できるものは、'John'か'a policeman'のどちらかである。レカナティによると、セミコロンの後の'he'にとって入手可能な選択肢は、例えば、犯罪を行うと逮捕されるというある種のシェーマ（図式）に従って、更に、逮捕されたのが'John'ということと併せて考えて、主節の主語である'John'ということになる。その結果、「ジョンは警察官によって昨日逮捕された。ちょうど財布を盗んだところであった（現行犯逮捕）。」という解釈が妥当なところであろう。

ここでミニマリストなら(7a&b)の解釈をどう説明するか想像してみよう。次の例文を確認しよう。

- (8) a. Mary took out the key and opened the door with it.
b. John was arrested by a policeman yesterday on the spot for having stolen a wallet.

(8a)では、動詞'open'は、語彙的な情報として、主格(nominative)、対格(accusative)、及び具格(instrumental)を持っていて、具格の部分が言語学的に補充されるべき空所として所与の文にはあったと想定されると思われる。(8b)も、動詞'arrest'は、主格(nominative)、対格(accusative)、更に、罪状を述べる副詞語句を語彙的な情報として備えていて、理由の部分が空所になっていたため、言語学的に補充したという想定が為されるものと思われる。レカナティ（2004）によると、語用論のプロセスを全て指標の問題、要するに上記のような所与の文の構造中に存在するとされる空所の補充に帰するのが少し緩和されたミニマリズムである指標主義のアプローチの仕方である。更に、語用論的なプロセスが局所的にとどまるケースを見てみよう。

- (9) a. He wears rabbit.
 b. He eats rabbit.
 c. After the accident, there was rabbit all over the highway.
- (10) a. All the books are on the table.
 b. The ATM swallowed my credit card.
 c. I am parked out back.
 d. The ham sandwich left without paying.
- (11) The city was asleep.

先ず(9a~c)であるが、順に「私は兎の毛皮を着ている」、「私は兎の肉を食べる」、そして「事故の後、道路には兎の肉片が散乱していた」という解釈が妥当なところだろう。'Rabbit'という語の意味が、動詞との間で調整がなされ、適切に選択されている。主語が何であれ、動詞と目的語の間で相互調整が行われて、'rabbit'の多義的な意味の中から動詞と素性の最も一致すると思われるものが選択されている。(9c)は存在文であり、時と場所の副詞語句との間で調整が行われているので、少し複雑ではあるが、所与の文の外に、つまり文脈まで関与を拡張することなく 'rabbit'の意味が推測できる(レカナティ(2006:51))。レカナティ(2006:52)によると、(10a)は強化の例、(10b)は緩和の例、そして、(10c&d)は転意の例として示されている。テーブルは、恐らく特定の状況におけるテーブルであると思われるし、「ATMが私のクレジットカードを飲み込んだ。」というのは比喩的な表現であり、ATMのカードの挿入口を人間の口に例えたメタファーであると言え、ATMの意味の拡張、つまり緩和が局所的に行われたと思われる。あるいは、動詞'swallow'の意味の緩和があるとも考えられる。(10c&d)の例は、'I'と所有物の車、'The ham sandwich'はそれを注文して食べた客との間で、近接性による意味の転意が起こっていると言えるだろう。メトニミーの例と考えられる。最後の(11)も、'the city'と'asleep'の間で意味の相互調整が行われることによって意味の把握が可能となる(レカナティ(2006:66))。

レカナティ(2004)によると、ミニマリストは言語の規約的性質に基づく文の意味から最小限のコンテキストへの依存を基に最小の命題が生み出せると主張し、所与の文の元々ある空所を補充する指標主義という形を取るようにになっている。例文(7&8)はそうにして命題が表出されることを示していると言える。次の例文(9)~(11)は、文中の語の持つ意味が局所的に決定されることを示す命題文である。ミニマリストはこれらの文を自

説の証拠として採用していないが、レカナティの分析はむしろこの点においてはミニマリ
ストの仮説に資するものであると言えるだろう。レカナティが(7)~(11)のようなタイプの命
題文を第1次語用論的プロセスの適用例として挙げた理由は、第1次語用論的プロセス
が彼の言葉で亜人格的、つまり無意識的な操作であるためであろう。換言すると、(7)~(11)
のようなタイプは、当該言語の知識を持つ者にとってはだれでも自動的に無意識的に正し
く解釈されるのである。

レカナティは話者の意図に言及することなしに命題文を生み出せないタイプの発話文の
存在を指摘している。そこで適用される語用論的プロセスは第2次語用論的プロセスと
呼ばれる。このプロセスの特徴は意識的なプロセスであることであり、換言すると、第1
次語用論的プロセスを適用され生成された命題を入力として、その出力として話者の意図
を表す命題を生成するプロセスと言えるだろう。プロセスは局所的ではない。レカナティ
(2004)によると、飽和と自由補強が観察されるとされるので、以下で該当するケースを
見て行こう。

(12) a. John's picture

b. John jumped (over the cliff) .

レカナティ (2006:36) によると、(12a) は、意味を確定するため広いコンテキストへの
言及が必要とされる。'a picture taken by John' なのか、'a picture John possesses' なのか、
'a picture whose object is John' なのか、あるいはまた、'a picture distributed to John' なの
か、'a picture with which John made a presentation' なのか、局所的に決まる訳ではなく、
広いコンテキストへの関与によって意味が確定され则认为するのが妥当であろう。同様に、
(12b) の文も、括弧内の意味が自由補強によって補われていることは、'John jumped.' だけ
からは推測できない。この場合も広いコンテキストへの言及が意味の確定に不可欠の役割
を果たしていることは明らかである。

'Here' と 'now' についても広いコンテキストへの言及が意味の確定に必要とされてい
る。場所、世界、時間は評価の環境 / 状況を表すもので、文の内容と合わさって命題の真
偽に関わってくる (レカナティ (2006:250-1))。

(13) It's raining (here) .

レカナティ (2006:248) は、文の内容は状況から真理値への関数であると述べている。要するに、発話によってもたらされた状況が関数として働き、例えば、(13)の文の内容の真偽を生み出すということだろう。広いコンテキストへの言及を、それらの意味確定において要請するという意味は、レカナティを少し補うと、話者次第で、'here' も 'now' もその指示する範囲が拡大も縮小もするということだろう。そのような変動する意味を確定するには話者の意図、つまり広いコンテキストへの言及が不可欠なのであろう。

- (14) a. I've had breakfast.
 b. You are not going to die.
 c. Everybody went to Paris.
 d. John has three children.

(14)の例文は、文字通りの真理条件と実際の発話における真理条件が異なる例としてレカナティ (2006:19) によって挙げられている。「私は朝食を取りました。」というのは、文字通りには人生でこれまでに朝食を取ったことがあれば真となる命題であるけれども、実際の対話においてはその日の朝に朝食を取ったという解釈が妥当であり、その限りで真である。(14b) は、「(擦り傷ぐらいでは) 死にはしないよ。」という母親の子供への言葉であるが、文字通りには「お前は永久に死なない。」という意味でも真となるが、ここにもギャップがある。(14c) では、誰もがパリ行った世界を想定することが出来るだろうが、実際に話者が伝えたいことは、例えば、話者の友達は何人にも行ったという事実であろう。(14d) でも同様に、字義通りの真偽と話者の伝えたいことに関しての真偽はズレている。ロジカルには、(14d) はジョンには少なくとも3人子供がいることを表すが、実際にはきっかり3人の子供がいることを示している。

(12)~(14)の例文は、狭いコンテキストへの言及で意味が確定する第1次語用論的プロセスの適用例とは異なり、広いコンテキスト、つまり話者の意図への言及が文の意味を確定して命題の真偽判断を可能にするため不可欠であることを示していると言って差し支えないだろう。

ここまで、(7)~(14)の例文を通して、コンテキスト主義のレカナティの仮説である第1次語用論的プロセスの適用される「言われていること」と第二次語用論的プロセスの適用される「伝えられること」について概観してきた。その中で、対立するミニマリズムの側

に関しては、「言われていること」の意味を指標主義に従って、所与の文中の空所を補う飽和の働きを適用して言語的な意味から命題として「言われていること」が生成されるという仮説を論じてきた。同時に、指標主義に基づくミニマリズムの立場では「伝えられること」のレベルは言うまでもなく、「言われていること」のレベルにおいても、すべての所与の文の命題化は不可能であることから、ミニマリズムに対するコンテキスト主義の優位が確認された。

3. レカナティ (2004) の問題点

まず、レカナティにおいては、第1次語用論的プロセスは命題以前の段階で、適用の結果命題が成立し、その命題は第2次語用論的プロセスへの入力になると考えられている。第2次語用論的プロセスは、意識的なプロセスであり、破棄可能な無際限の長さの推論の連鎖を可能にしている。更に、レカナティ (2006:120-1) によると、「字義主義的な意味での「文が言っていること」などと言うものはない。言い換えれば、「コンテキストは考慮に入れるが話し手の意味とは無関係に言語の規則によって自動的に決定される命題はない。」とも述べている。この二つの主張は調整が必要であると思われる。何故なら、一方で、第1次語用論的プロセス適用の段階で命題が成立すると言いながら、他方で、話し手の意図とは無関係に言語の規則によって自動的に決定される命題はないと言っているからである。反例として、指標主義の立場からは、(7)のように所与の文中に空所を想定しやすいケースがある。更に、(9)~(11)が支持しているように、語の意味の確定（強化、緩和、転意）における局所的な相互意味調整のプロセスがある。両者ともに、話者の意図に言及することはない。しかも、それらが実行されるとされる第1次語用論的プロセスは、垂人格的、つまり無意識的な、その言語の話者であれば自動的に実行されるプロセスとされているのである。このように、第1次語用論的プロセスにおいて命題の成立を認める結果は、言語学的な「言われていること」と語用論的な「言われていること」の区別を考慮に入れつつも、ミニマリズムとコンテキスト主義の境界線がそれ程判然としたものではないことを示唆していると思える。換言すると、レカナティはミニマリストの「言われたこと」に指標表現に関して最低限のコンテキストへの関与を認め、他方、コンテキスト主義としても「言われたこと」に発話の意図に言及しない局所的な語用論的プロセスを認めた時点で、「言われたこと」においてミニマリストとコンテキスト主義のコントラストを不明瞭なものにしたと言っても過言ではないと思われる。

レカナティ (2006:312) によると、ミニマリストは「言われたこと」の意味がコンテキストによって異なる時、「言われたこと」が元々多義的であったとする平行性の原理と「言われたこと」の意味を必要もなく増やしてはならないという修正されたオッカムの剃刀の原理に従って、結果として、コンテキストによって変化しない「不変の文」を認め、発話行為との関係で、つまりコンテキストに多義性を求めている。例えば、グライス(1989)の会話の含意は、一義化と指示対象付与による明示的な意味に様々な解釈をもたらす回答となっているとの指摘がなされている。他方、コンテキスト主義では、そもそも言語学的な意味では「言われたこと」が命題となることはなく、不変の文もなく、従って平行性の原理も不要である。その結果、修正されたオッカムの剃刀の出番もないということになる。しかしながら、これまで見てきたように、言語学的な「言われたこと」と語用論的な「言われたこと」が、ともに第1次語用論的プロセスの適用される段階として、無意識的な操作であり、話者の意図に言及することなく局所的に意味の調整が行われることを考え合わせると、第2次語用論的プロセスの適用段階も含めると重層的、かつ錯綜したプロセスの存在が推察される。

4. おわりに

レカナティ (2004) は、所与の文が命題として真偽判断が可能となるためには発話行為への関与が不可欠であると述べている。また、第1次語用論的プロセスの適用された「言われたこと」は命題として第2次語用論的プロセスの適用される「伝えられること」への入力であるとも言っている。更に、「言われたこと」としての命題から「伝えられたこと」としての命題までの推論の鎖は無際限に伸ばされ、かつ破棄も可能であり、意識的なプロセスである。しかしながら、その連鎖を具体的に示すこともなく、またその連鎖について一般的な特徴を示すこともしていない。字義的である「言われたこと」が話者の意図に関与して非字義的である「伝えられたこと」を推理によって生み出すことの説明が不足していると言えるだろう。

関連性理論 (ウイルソン&ウオートン (2009)) においては、梅香 (2019) にある通り、直接の発話文が、一義化、指示対象付与を通じて明示的な意味を復元して、次に文脈的な想定から暗意に達する。以下の例を確認しよう。

- (15) a. Some more coffee?
b. Does he like coffee or tea?
c. Coffee makes me awake.

例えば、カフェの店員同士の会話なら、(15a)は、'Do you need some more coffee beans?'と復元されるかもしれない。その場合は、コーヒーは飲み物のコーヒーではなくコーヒー豆に一義化される。'Would you like some more coffee?'と復元されれば、飲み物としてのコーヒーに一義化される。(15b)の場合は、'he'がだれを指しているのか指示対象付与が文意を把握する上で不可欠である。復元された発話された文の意味は明示的意味(明意)を表すと考えられている。しかしながら実際の発話では、(15a)は単にコーヒーを飲みたいかどうかの欲求とか希望を聞いている訳ではなく、コーヒーを勧めているのである。この勧めは暗意として明意からコンテクスト的な想定と併せて推理によって達成される。(15a)に対する返答である(15c)も明意は「コーヒーを飲むと目が覚める」だが、話者が言いたいことはコンテクスト次第で、肯定的にも否定的にもなる。

(15a&b)の復元でもたらされる明意は、レカナティの第1次語用論的プロセスの適用された後の「言われたこと」と単純に同列に置くことは問題があるが、明意から暗意が推理によって推定されるプロセスは、「言われたこと」から「伝えられたこと」を推理によって導き出すコンテクスト主義の方法と重なるところがあると言える。そして、レビンソン(2000)の批判は、関連性理論の明意から暗意への推論はケースバイケースのプロセスであり、個別的な会話の含意(PCI)を推定するものに過ぎないということである。レビンソンは、Q推理、M推理、I推理という一般的な会話の含意(GCI)の推定方法を提起しているが、汎用性に欠ける面もあり、ここでは紙幅の関係で触れることはしない。大事なことは、共通して言えることが、関連性理論もレカナティのコンテクスト主義も「言われたこと」から「伝えられたこと」の推定がアドホックなプロセスに委ねられていていまだ体系的な解明には至っていないということだろう。

話者の執行的な意図の把握は、原理的には透明性をもって把握することは不可能である(梅香(2020))。しかしながら、話者の意図が該当する発語内行為のタイプを一般的な特徴とする点を考えると、「言われたこと」を発語内行為のタイプに帰着させることで汎用性を持った推理のパターンが解明されるのではないだろうか。それは、レカナティのコンテクスト主義において、文の意味と発話の意味を考えると最も不足している点であり、

そのためレカナティにとって、例えば、(6)の例文説明は難しいだろう。Austin (1962) の遂行動詞の分類は「言われたこと」から「伝えられたこと」を推理する場合の一般的な枠組みを提供する分析の起点となると思われる。言うまでもなく、その体系的解明は今後の研究に残されている。

参考文献

- Austin, J. L. (1962 [Second Edition 1975]). *How to Do Things with Words*. Oxford University Press. [邦訳：『言語と行為』(1978) 坂本百大訳 大修館書店]
- 梅香 公 (2019). 「日本語・英語における間接的言語行為について」『常磐大学総合政策研究』第3号、91-101.
- 梅香 公 (2020). 「日本語・英語における発語内行為と意図の役割について」『常磐大学総合政策研究』第5号、137-149.
- Grice, H. P. (1989). *Studies in the Way of Words*. Harvard University Press. [邦訳：『論理と会話』(1998). 清塚邦彦訳 勁草書房]
- Levinson, S. C. (2000). *Presumptive Meanings: The Theory of Generalized Conversational Implicature*. MIT Press. [邦訳：『意味の推定—新グライス派の語用論』(2007) 田中弘明・五十嵐海理訳 研究社]
- Recanati, F. (2004). *Literal Meaning*. Cambridge University Press. [邦訳：『言葉の意味とは何か—字義主義からコンテキスト主義へ』(2006). 今井邦彦訳 新曜社]
- ウィルソン・ディアドリ&ティム・ウオートン (2009). 今井邦彦編『最新語用論 入門 12章』大修館書店

○総合政策学部紀要編集委員会規程

制 定 2017年6月22日 総合政策学部教授会

改 定 2017年9月21日 //

(目的)

第1条 常磐大学総合政策学部における研究発表誌『常磐総合政策研究』(以下「研究紀要」という。)の編集および公表については、この規程による。

(委員会)

第2条 研究紀要の編集および公表全般をつかさどる機関として、総合政策学部教授会(以下「教授会」という。)の下に総合政策学部紀要編集委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

② 委員会は、教授会において選出された者によって構成される。ただし、委員選出に当たっては、専門分野に偏りのないように選ばなければならない。

③ 委員長および委員長代行は、委員会における互選によって決める。

④ 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

⑤ 委員長代行は、委員長に事故あるときその職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から2年とし、半数ずつ改選する。ただし、再選を妨げない。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、原則として、毎年度2回、研究紀要を編集発行するとともにその電子版を常磐大学のホームページで公表しなければならない。

② 委員会は、相当の猶予を設けて編集予定を公表するとともに、研究紀要に掲載する論稿を学内で公募しなければならない。

(委員会の権限)

第5条 委員会は、研究紀要における研究倫理および学問的水準を維持し高めるために、必要に応じて、内容および形式について執筆者に加筆、訂正および削除を求めるほか、論稿の種別の変更または掲載見送りを決定することができる。

② 委員会は、前項に定めるもののほか、研究紀要の編集および公表に関する本規程の条項を実施するために必要な事項を別に定めることができる。

(事務)

第6条 研究紀要の編集および公表にかかわる事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 発行済み研究紀要の保管および他研究機関との交換は、情報メディアセンターが行う。
- 2 編集済み研究紀要のインターネット上での公表は、アドミッションセンターが行う。
- 3 前2号に規定するものを除く事務は、学事センターが行う。

(著作権)

第7条 研究紀要に掲載されたすべての論稿の著作権は、著作者に帰属する。

- ② 研究紀要の編集著作権は、総合政策学部へ帰属する。

附 則

- 1 この規程の改廃は、教授会出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 2 この規程は、2017年6月22日から施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）が行う編集作業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(公表)

第3条 常磐大学総合政策学部（以下「本学部」という。）の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）は、毎年度に1巻とし、原則として2号に分けて編集し、冊子体で700部発行するほか、その電子版を常磐大学のホームページに公表する。

(寄稿資格)

第4条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、本学部の授業を担当する者および委員会が特に認める者とする。

(審査)

第5条 委員会は、委員会に提出された論文が学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ、未発表のものであることを確認しなければならない。

(論考の種別)

第6条 研究紀要に掲載される論稿は、次の各号のいずれかに当てはまるものでなければならない。

1 論文 論文とは、学術論文に相応しい内容と形式を備えた理論的または実証的な未発表の研究成果の発表をいう。

2 研究ノート 研究ノートとは、研究途上にあり、研究の原案や方向性を示した未発表の研究成果をいう。

3 書評 書評とは、新たに発表された内外の著書または論文の紹介であって未発表のものをいう。

4 学界展望 学会展望とは、諸学会における研究動向の総合的概観であって未発表のものをいう。

5 課題研究助成報告 課題研究助成報告とは、本学課題研究助成制度に基づく研究の

経過報告および研究成果の報告をいう。

6 その他 その他の論稿であって委員会が寄稿を認めたものをいう。

(編集)

第7条 研究紀要の編集は、前条までに規定された事項を除くほか、次の各号に従って行わなければならない。

- 1 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
- 2 論文の体裁（紙質、見出し、活字など）は、可能な限り統一する。
- 3 紀要のサイズは B5 とし、横組とする。

附 則

- 1 この規程の改正には、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。
- 2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

○常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』寄稿規程

制 定 2017年9月21日 総合政策学部紀要編集委員会

(目的)

第1条 この規程は、冊子体および電子媒体で公表される常磐大学総合政策学部の研究発表誌『常磐総合政策研究』（以下「研究紀要」という。）に寄稿を希望する執筆者について必要な事項を定めることを目的とする。

(根拠)

第2条 この規程は、総合政策学部紀要編集委員会規程（2017年6月22日）第4条に基づく。

(寄稿資格)

第3条 研究紀要へ寄稿する資格を有する者は、常磐大学総合政策学部紀要『常磐総合政策研究』編集規程（2017年9月21日。以下「編集規程」という。）第4条に定める者とする。

(寄稿希望者の義務)

第4条 研究紀要への寄稿希望者は、寄稿に関してはこの規程を遵守するほか、この規程の解釈については総合政策学部紀要編集委員会（以下「委員会」という。）の決定に従わなければならない。

(原稿提出要領)

第5条 寄稿希望者は、委員会が定める原稿募集要領に従って寄稿希望書ならびに原稿を委員会に提出しなければならない。

② 委員会に提出する原稿は、編集規程第6条に定める論稿の種類に当てはまるものでなければならない。

③ 委員会に提出できる原稿は、原則として一号につき一人一編とする。

④ 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合には、テキストファイルの電子情報および横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。

⑤ 原稿の長さは、図表等を含め、論文は2万4,000字（400字詰め原稿用紙換算60枚）、研究ノート1万2,000字（同30枚）、書評は4,000字（同10枚）、学界展望は4,000字（同10枚）を基準とする。課題研究助成報告は1,300字（同3.25枚）以内とする（ただし、研究計画年次終了分に関しては、論文または研究ノートに準じたものとする）。その他のものについては、委員会で決定する。

(原稿執筆要領)

第6条 寄稿希望者は、原稿執筆に当たっては、次の各号に従わなければならない。

1 原稿の1枚目には、原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。

2 論文には、200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なおアブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。

3 書評には、著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。

4 日本語以外で執筆された部分については、執筆者の責任においてネイティヴチェックを行う。

5 数字は、原則として算用数字を使用する。

6 人名、数字、用語、注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従う。

7 図および表は、一つにつきA4版の用紙1枚に描き、本文には描き入れない。なお、本文には、必ずその挿入箇所を指定すること。

8 図表の番号は、図2.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。

9 図表の補足説明、出典などは、それらの下に書くこと。

(掲載内容の選考)

第7条 委員会は、研究紀要の学問的水準を維持するために、投稿論文等を検討し、必要な場合には、修正または掲載見送りを求めることができる。

② 委員会は、特に論文については、委員会が委嘱した者の査読を経た後、査読者の意見により、内容の修正を求め、また掲載の適否を判断することができる。

(発行報告)

第8条 執筆者は、本人が寄稿した研究紀要の発行報告に代えて、論稿が掲載された当該研究紀要2冊と抜粋50部を学事センターにおいて受け取ることができる。

② 執筆者が前項に規定する数量を超える複製を希望する時は、本人がその実費を負担しなければならない。

附 則

1 この規程の改正は、委員会の3分の2以上の委員の同意を必要とする。

2 この規程は、2017年9月21日より施行する。

編集後記 樋口 恒晴

『常磐総合政策研究』9号を完成し皆様に届けることができました。

今回は論文1編と研究ノート2編となりました。

多忙にもかかわらず原稿を仕上げた先生方には深い敬意と感謝を表します。

ところで2月24日、ロシア軍のウクライナ侵攻が始まりました。

昨年末までには、ウクライナ周辺に前進配置され野営しているロシア陸軍の規模が現役ロシア陸軍総兵力の三分の一を超えました。訓練、休養などの長期的なローテーションが組めなくなる規模です。このことから小生（樋口）は、ロシア軍の配備が外交的な威嚇目的ではなく実戦を企図しているのだと理解しました。そこで12月上旬からは授業でロシアは開戦すると講じました。

しかし巷では開戦には至らないであろうという楽観論が多かったように記憶しています。希望的観測の他にどのような理由があったのかは調査に値することです。

COVID-19禍が続く中、さらに戦乱期入りが明瞭に分かる時代になった訳です。けれども何卒、御自愛ならびに他の方々への慎重な思い遣りを宜しく御願ひ申し上げます。

紀要編集委員

樋口 恒晴 (委員長)

工藤 悟志 櫃本 真美代

常磐大学 総合政策学部 紀要

常磐総合政策研究 第9号

2022年3月25日 発行

編集兼発行人 常磐大学 総合政策学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 樋口 恒晴 電話 029-232-2511 (代)

Tokiwa

Management and Administration Studies

No.9

March, 2022

CONTENTS

Articles

- Consideration on University Education and Qualification System Regarding Business Law
..... Atsushi MORIMOTO 1

Research Notes

- Voluntarily Surrendering of Driver's License of Senior Citizens
and Their Needs for Traffic Movement Support
—Some Basic Evidences— BUNDO, Hiroyuki 19
- On Sentence Meaning and Utterance Meaning Tadashi BAIKA 35

College of Management and Administration
Tokiwa University